

第7 公園

京都市では、「どこを見ても庭園のように設えられている緑の文化首都・京都」を目指し、四季を感じられる緑化など、地域にふさわしい新たな緑を増やすとともに、緑の資産について、景観や文化を含め維持管理を図っている。

市民に安らぎを与える公園緑地などの公共空間は、昨今その利用方法について、ニーズが多様化しているところ、資源を活かし新たな価値を見出すべく、効果的な利活用が行われているかを検証する。

1. 公園の目的と定義

1.1 公園の目的

公園を設置する目的は、「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供」である。(国土交通省関東地方整備局HP)

1.2 公園緑地とは

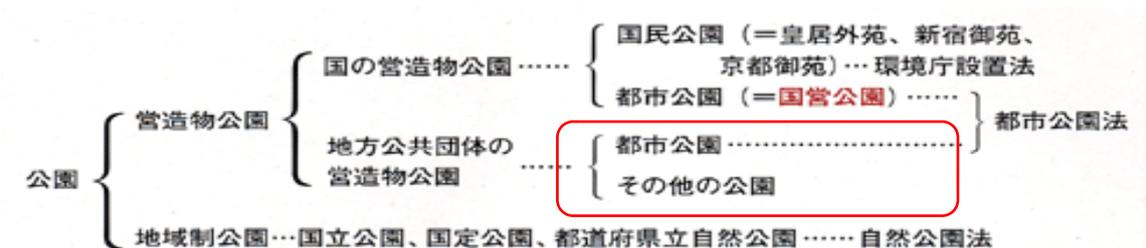
一般に「公園」とは「住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供するとともに、あわせて都市環境の整備及び改善、災害等の避難等に資するために設けられる公共用地」をいう。

他方、「緑地」とは「自然環境の保全整備、快適性の増進等その存立機能により都市環境の整備及び改善、都市環境の増進、公害の防止又は緩和、災害の防止又は緊急時の避難等に資するために設けられる公共用地」をいう。しかし、現行法上、その差異について明確に規定したものはない。

1.3 公園の種類

公園とは、以下の2つに大別される。今回の監査対象としては下図の囲み部分である。

- (1) 都市公園に代表される営造物公園
- (2) 国立公園等自然公園に代表される地域制公園



(国土交通省関東地方整備局HP)

1.4 都市公園とは

都市公園法では都市公園を次のように定義している。(第2条第1項)

(1) 都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画域内において設置する公園又は緑地

(2) 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

- ① 一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（②に該当するものを除く。）
- ② 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

1.5 都市公園の種類

都市公園の種類は以下のとおりに分けられている。

都市公園等の種類			
種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25ヘクタールを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり2ヘクタールを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所面積4ヘクタールを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50ヘクタールを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75ヘクタールを標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然的条件に応じ、適切に配置する。	
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じ適切に配置する。	
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置する。	
	墓園	その面積の3分の2以上を園地等とする景観の良好な、かつ、屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。	
	その他	児童の交通知識及び交通道徳を体得させることを目的とする交通公園等当該都市の特殊性に基づいて適宜配置する。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1箇所程度面積50ヘクタール以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択的に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に都市計画公園1,000ヘクタールうち都市公園500ヘクタールを標準として配置する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配置し、必要に応じて自然観察、散歩等の利用のための施設を配置する。	
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	

(国土交通省HP)

2. 公園の種類ごとの数

所有者別にみると、公園には主に以下3種類が存在している。

(時点：平成27年度)

No	種類	所有者	数	面積(m ²)	備考
1	国民公園	国	1	651,077	京都御苑
2	府営公園	京都府	5	685,674	京都府立伏見港公園 京都府立山城運動公園 京都府立木津川運動公園 京都府立関西文化学術研究都市記念公園 京都府立府民スポーツ広場
3	市営公園	京都市	909	5,784,330	
4	合計		915	7,121,081	

(統計解析 No. 94(平成30年5月9日発行))

3. 京都市の取組方針

京都市の取組方針は「どこを見ても庭園のように設えられている緑の文化首都・京都」を目指し、四季を感じられる緑化など、地域にふさわしい新たな緑を増やすとともに、緑の資産について、景観や文化を含め大切に守り育てます。」と定められている。

(「京のみち、かわ、公園・みどり」令和2年分)

4. 京の公園魅力向上指針

建設局では、本指針策定時点では897箇所(上表、平成27年では909箇所)の公園を管理しており、みどり管理事務所によるパトロール等により、不具合等の発見に努め適宜、修繕を進めている。しかし、高度経済成長期に整備された公園の老朽化が進行し、公園施設や樹木の多くが更新時期を迎えている。

そこで、将来のニーズに対応した、より魅力あふれる公園として、市民に安心・安全に利用してもらうため、平成29年8月に策定した「市街地緑化の在り方」を推進するための公園部門の指針として、「京(みやこ)の公園魅力向上指針～公園施設の長寿命化の下に～」を策定した。

なお、本指針は、計画的な修繕等により、公園施設の長寿命化を図ることから、「京都市公共施設マネジメント基本計画」(平成27年3月策定)に基づく、公園施設の個別施設計画に位置付けている。

(1) 京の公園魅力向上指針 ～公園施設の長寿命化の下に～ について

公園の魅力向上のためには、公園施設の補修・更新等、樹木の健全育成、再整備を確実に実施していく必要がある。

本指針により施設を計画的に管理し、より長く使用するとともに、更新時期の集中を避けることで、費用の軽減及び平準化を図る。

(2) 対象とする公園とその種別について

京の公園魅力向上指針における「公園」とは、都市公園法第2条第1項第1号に定められた都市公園で、建設局が管理しているものを対象としている。

(3) 方針について

公園が、市民に安心・安全、快適に利用してもらう魅力あるものであり続けるため、概ね50年をかけて、より魅力あふれる公園として維持できるよう取り組む。

(4) 魅力向上に向けての取組

① 公園施設の補修、更新等

公園施設は、施設の目標とすべき維持管理の水準を保ち、劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせる管理（予防保全型管理）を行う施設と、日常的な維持管理や点検を行い、機能しなくなった段階で取り換える管理（事後保全型管理）を行う施設に分類し、維持管理を行う。

② 樹木の健全育成

公園の樹木は、植樹から長期間を経過することで、太く大きな樹木へと成長し、剪定等の維持管理にも多くの費用が必要となる。

高木のうち約2万本が危険木等となるおそれがあるため、緊急度の高いものから優先して伐採、更新、樹種転換、密度調整等の適正化を図る。また、あわせて剪定等を含む適切な健全育成にも取り組む。

③ 再整備

再整備は、利用可能な施設等は引き続き有効活用したうえで、施設の更新又は機能転換を実施することにより、1箇所当たりの整備費を軽減し、スピードアップを図る。

5. 公園面積及び数の推移

公営公園（国営＋府営＋市営）は以下のとおり推移しており、数及び面積ともに増加傾向にある。

年度	市民数	公園 総数	総公園面積 (㎡)	1人当たり 公園面積(㎡)	1公園当たり 平均面積(㎡)
昭和40年 (1965年)	1,368,400	187	2,267,357	1.65	12,124
昭和60年 (1985年)	1,479,873	592	4,359,519	2.94	7,364
平成17年 (2005年)	1,474,811	802	6,759,959	4.58	8,428
平成27年 (2015年)	1,475,183	915	7,121,081	4.82	7,782

(京都市統計ポータル、京都市統計書)

※「公園総数」及び「総公園面積」は「国営公園＋府営公園＋市営公園」の数値を記載している。

6. 都市公園のうち、大規模公園について

上記のとおり、京都市営公園は約900にも上る。そのうち、行政区ごとに最も面積の広い公園は以下に記すとおりである。中京、上京のようないわゆる市街地には公園としての大規模用地がなく、大規模公園の開発が困難であることが読み取れる。

行政区別大規模公園

行政区	公園名	所在地	面積
北区	船岡山	北区紫野北舟岡町42他	56,284㎡
上京	二条	上京区郁芳通美福東入主税910-40他	9,100㎡
左京	宝が池	左京区上高野流田町8他	782,184㎡
中京	朱雀	中京区西ノ京船塚町4他	19,102㎡
東山	円山	東山区円山町473他	86,641㎡
山科	東山自然緑地	山科区四ノ宮新開畑他	186,448㎡
下京	梅小路	下京区観喜寺町他	137,129㎡
南	桂川緑地久我橋東詰	南区上鳥羽塔ノ森柳原町他	130,776㎡
右京	西京極総合運動	右京区西京極新明町32他	180,857㎡
西京	大原野森林	西京区大原野石作町1754他	1,339,783㎡
伏見	横大路運動	伏見区横大路下ノ坪他	163,000㎡

(京都市HPより)

7. 公園数及び公園面積の推移

行政区ごとの公園数及び設置時期は以下のとおりとなる。以下表に記載の「平成以降に設置」は比較的新しいものの、「昭和に設置」の公園は設置から 30 年以上が経過しているため、老朽化が予想される。

行政区別市営公園数等

(時点：平成 27 年度)

行政区	市営公園数	市営公園面積 (㎡)	昭和に設置	平成以降に設置
北区	62	185,376	42	20
上京	21	46,082	17	4
左京	117	1,060,012	84	33
中京	27	75,874	21	6
東山	17	105,740	8	9
山科	84	342,738	52	32
下京	28	195,677	20	8
南	92	557,130	72	20
右京	80	399,666	46	34
西京	116	1,888,941	68	48
伏見	265	927,094	165	100
合計	909	5,784,330	595	314

(京都市HP)

8. 市営公園(建設局所管)の維持管理

市営公園(建設局所管)の維持管理は主に以下の分類に分けられる。

公園名	維持管理方法
大宮交通公園 梅小路公園 宝が池公園子どもの楽園	指定管理者が管理
上記以外	京都市が直接管理 (一部、公園愛護協力が清掃等を実施)

上記表に記載の 3 公園は大規模であることも考慮して、指定管理者が日常の清掃業務等を実施している。その他の公園の場合は市が直接管理しており、地域住民から構成される公園愛護協力がボランティアとして日常の清掃等を行う場合が多い。

8.1 公園愛護協力会について

京都市は約 900 存在する市営公園のうち、約 680 の公園において、地域住民から構成される「公園愛護協力会」がボランティアとして除草・清掃等の公園の維持管理を行っている。

同会に対しては報償金を支払っており、年1回以下に定められた金額を支払っている。

公園愛護協力会報償金交付基準

公園面積（公園愛護作業対象面積）	金額（円）
500 m ² 未満	20,000
500 m ² 以上 1,500 m ² 未満	30,000
1,500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	40,000
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	50,000
5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	60,000
7,000 m ² 以上	70,000

（京都市公園愛護協力会要綱 別表）

報償金の年間支出額は仮に上記表の中間値40,000円で算定した場合、
40,000円×680件=27,200,000円程度の支出となる。

8.2 公園に対する要望について

市営公園に関して、市民から様々な要望が寄せられてくる。要望は、騒音に対するクレームや利用者のマナーへの苦言や公園設備の破損・清掃の要望等、様々な種類がある。

規模の大小を問わず、市営公園の管理の最終責任者は京都市であるため、京都市建設局みどり管理事務所が対応することとなる。その要望の発生源として以下2種類が存在しており、それらの発生比率は以下となる。

「市民からの要望」は主に電話等により寄せられた要望である。3年間累計で7,648件のため、平均すると約2,500件/年の要望が発生している。「自主発見」とはみどり管理事務所による定期点検、定期パトロール等で発見した案件を指す。

項目	件数(H30年度～R2年度累計)	発生比率
市民からの要望	7,648	67%
自主発見	3,699	33%
合計	11,347	100%

（建設局提供資料 市民要望（公園）まとめ H30～R2 より）

要望を受けてからの対応は以下の流れとなる。

状況	内容
(1) 受付	要望を受け付けた時点
(2) 調査	受付後、現地調査を行った時点
(3) 処理	調査後、要望に対する改善策等の実行時点

各要望に対する対応状況は以下である。以下のとおり、非常に迅速な対応が取れていると言えよう。

状況	平均日数
(1) 受付 ～ (2) 調査まで	3 日
(2) 調査 ～ (3) 処理まで	15 日

(建設局提供資料 市民要望 (公園) まとめ H30～R2 より)

8.3 公園管理における「みっけ隊アプリ」の活用

平成 28 年度より市は「みっけ隊アプリ」(「みっけ隊 (美しい京を守る応援隊) アプリケーション」)を開発・活用し、市民による自発的な情報提供による公共施設の維持・管理の効率化を図っている。しかしダウンロード数は伸び悩んでおり、登録者数は令和 2 年度末時点で約 4,000 となっている。みっけ隊アプリを活用することで、現地の写真や位置情報が提供されるため、上述の市民からの要望対応における「(2) 調査」の手間が相当軽減できるため、京都市の職員の負担が軽減可能である。(みっけ隊アプリの詳細は第 10 で述べる)

みっけ隊アプリは、スマホなどで簡単に利用できることから、公園の維持管理においても「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識をより多くの市民に持ってもらうための情報提供や、アプリ機能の活用等、特に若年層への広報活動によって、一層の普及を進めていきたい。

【意見】 市民からの自発的な情報提供について

みっけ隊アプリ活用のため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識をより多くの市民に持ってもらうための情報提供や、アプリ機能の活用等、特に若年層へ広報活動によって、一層の普及を進めていきたい。

9. 各種公園個別の検証

建設局が所管する公園のうち、特色ある公園、指定管理者が管理している公園、敷地を賃借している公園について考察する。

9.1 円山公園 【特色ある公園】

9.1.1 円山公園の概要（歴史）

京都市における最も古い公園で、明治 19(1886)年 12 月には太政官布告に基づき公園地に指定され円山公園として誕生した。その後、明治 22(1889)年、市制施行時に京都府から京都市に移管され現在も京都市が管理している。その後、明治 45(1912)年までの間に公園を拡張、自然の丘陵を利用した溪谷を造り、四季の草花を植樹、池や噴水の建設、野外音楽堂の建設を行い、現在の円山公園の姿に近い形が出来上がっている。

昭和 5 (1930)年に風致地区に指定され、昭和 6 (1931)年には国の名勝に指定されている。さらに昭和 42(1967)年には京都市の歴史的風土特別保存地区にも指定されている。

東は東山に続き、西は八坂神社、南に高台寺、北は知恩院等の豊かな樹々の茂る境内地に隣接し、観光地の一環を成しおり、自然の丘陵を利用して回遊式日本庭園を模して造られたこの公園は、そのサクラとともに市内随一の行楽地となっている。（京都市 HP）

9.1.2 円山公園の概要（案内図、面積）

東山区に位置し面積は 86,641 m²であり、同区では最も面積の広い公園である。公園の概略図は以下のとおりとなる。



(京都市HP)

9.1.3 風致公園

本公園は風致公園に分類され、市には以下表のとおり 4 つ存在している公園の内の 1 つである。

No	種類	公園名	行政区	面積 (㎡)	設置年
1	風致	円山公園	東山	86,641	明治 19 (1886) 年
2	風致	東山山頂公園	東山	5,155	昭和 35 (1960) 年
3	風致	長神の杜	右京	10,261	平成 19 (2007) 年
4	風致	広沢池	右京	121,926	平成 31 (2019) 年

9.1.4 風致公園の定義

風致公園とは、「主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然的条件に応じ、適切に配置する。」と定義されている。

9.1.5 日常の維持管理

広大な公園であるため、日常の維持管理は以下業者に委託している。単発で発生している支出を除き、継続的に支出されている主要なものを以下に記す。

委託内容	会社名	支出額 (平成 30 年度)	支出額 (令和元年度)	支出額 (令和 2 年度)
公園除草清掃作業	有限会社 A	35,640,000 円	36,699,999 円	38,390,000 円
樹木維持管理	株式会社 B	該当なし	該当なし	4,950,000 円
公園案内業務	公財)京都市都市 緑化協会	1,896,800 円	1,921,841 円	1,930,390 円
公園内警備	株式会社 C※	2,090,880 円	3,358,340 円	2,090,880 円

※年未年始及び 3-4 月にかけてのみ、警備業務を委託している

9.1.6 再整備計画

開園から 130 年以上が経過し、景観の悪化や施設の老朽化が課題となっていたため、平成 28(2016)年から令和 3 (2021)年にかけて再整備を行った。その主な内容は以下となる。

(1) 文化的価値の高い庭園部分を修復①

ひょうたん池北側広場の再整備等を実施した。

(2) 文化的価値の高い庭園部分を修復②

庭園の水量の回復及び護岸を修復した。

(3) トイレの建替

トイレ面積を約 4 倍 (12 ㎡→48 ㎡)に増築し、快適性の向上を図った。

(4) 樹木の剪定・伐採

公園全域の樹木の剪定・伐採等を行った。

図解すると以下資料のとおりである。

円山公園再整備

名勝円山公園再整備について

名勝円山公園は、開園から130年以上が経過し、施設の老朽化などの様々な課題が生じてまいりましたが、本市の貴重な文化遺産である円山公園を名勝にふさわしいものとして、また、より充実した都市公園として、将来にわたり維持・継承していくため、地域の皆様をはじめ関係者の皆様の御理解、御協力の下、再整備（修復）を行ってまいりました。

トイレの建替

利用者が多く手狭だったトイレの建替（増築）工事を行い、快適性を向上させました。

整備後

敷地面積：48㎡
男用用：洋式2基、小便器4基
女用用：洋式4基
多用途：洋式1基

整備前

敷地面積：10㎡
男用用：和式1基、小便器2基
女用用：和式2基、洋式1基

文化的価値の高い庭園部分を修復②

名勝庭園の骨格を形成する流れ及び護岸を修復し、趣のある景観をつくり出すとともに、水量も回復させることができました。

整備後

流れに磨き出した石を撤去し、石の配置を一つ一つ調整・取替したうえで修復しました。

整備前

文化的価値の高い庭園部分を修復①

ひょうたん池北側広場の再整備を行うなど、文化的価値の高い庭園部分の修復を行いました。

整備後

円山公園といひょうたん池のかけがえのない空間で、くつろぎます。

整備前

樹木の剪定・伐採等により景観を向上

景観による樹木の繁茂により景観が悪化していたため、公園全体の樹木の剪定・伐採等を行い、名勝にふさわしい景観へと変わりました。

整備後

神倉道から公園に入って護国寺方面へは、遊歩道のある景観しなやかな空間が広がります。

整備前

整備後

円山公園は、自然の景観を再現しつつ、円山堂を国の重要文化遺産であるひょうたん池に寄り添う景観を創っており、東山山麓、東山山麓、東山山麓の景観の美観性を高めつつ、美しい景観が実現されています。

整備前

(名勝円山公園再整備パンフレット)

9.1.7 再整備計画の支出及び補助金

当該再整備計画には以下に記す支出を計画している。なお、国指定の名勝であることから、国土交通省及び文部科学省から補助金が交付される予定である。

No	支出額	補助内容	備考
1	290 百万円	国土交通省 140 百万円	補助率 50%
2	210 百万円	文部科学省 100 百万円	補助率 50%
3	50 百万円	補助なし	補助なし
合計	550 百万円	補助総額 240 百万円	実質補助率 43%

9.1.8 名勝であることによる維持・管理への影響

文化財保護法第 109 条第 1 項によると、「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。」と規定されている。さらに同法第 125 条第 1 項には「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」と規定されている。

円山公園は当該条文に基づき、国指定の名勝となっており、再整備計画等に補助金が交付される一方、同法によりその維持・管理に関して文化庁の指示を仰がねばならない場面が多くなっている。文化庁が令和 4（2022）年以降に京都府に移転することが計画されており、同庁との距離感が縮まることが予想されるものの、当該公園の恵まれた自然や歴史的・文化的価値などの強みを活かし「民間にできることは民間に」という精神のもと、京都市が直接管理するのではなく指定管理制度等を用いてより機動的な管理・運営方法を模索されたい。

【意見】 民間の管理・運営方法の導入

円山公園の持つ自然や歴史的・文化的価値などの強みを活かし「民間にできることは民間に」という精神のもと、京都市が直接管理するのではなく指定管理制度等を用いてより機動的な管理・運営方法を模索されたい。

また、近隣に公共交通機関や駐車場・駐輪場が数多く設置されている好環境を利用して、観光客以外の一般市民にもより一層利用してもらうように、ホームページの充実や SNS 等による情報発信を増やすなどの対策を図られたい。

京都市においては令和 3（2021）年に「都市公園等の指定管理者募集等に向けたサウンディング型市場調査の実施について」を公表し、サウンディング型市場調査を実施しているところ、同調査の結果を踏まえ、民間の管理・運営方法を同公園にも導入し、ニーズを分析することでより多くの市民・観光客に愛される施設づくりを検討されたい。

9.2 大宮交通公園 【指定管理者が管理している公園】

9.2.1 大宮交通公園の概要

大宮交通公園は昭和 44(1969)年に都市計画公園（特殊公園）として開園された市内唯一の交通公園である。敷地面積 18,510 m²の敷地には模擬交通施設や遊具、豊臣秀吉が築いた歴史的御土居や緑地等があるのが特徴である。なお、同公園は令和元(2019)年に休園し、令和3(2021)年よりリニューアルオープンしている。リニューアルオープンの際は元公園の敷地の一部に北消防署が移転しており、地域の防災拠点としての機能も有している。

(京都市HP及び大宮交通公園HP)

9.2.2 大宮交通公園の所在地、略図

京都市北区に位置しており、駐車場 15 台、駐輪場 76 台を有している。

以下は同公園の位置を示した地図である。 (大和リース株式会社HPより)



園内の略図は以下のとおりである。



(京都市HPより)

9.2.3 交通公園

本公園は交通公園に分類され、京都市に唯一存在している交通公園である。

No	種類	公園名	行政区	面積 (㎡)	設置年
1	交通	大宮交通公園	北	18,510	昭和44(1969)年

9.2.4 交通公園の定義

交通公園とは、「主として児童の健全な遊戯の用に供し、あわせて児童に交通知識及び交通道徳を体得させることを目的として設置するもの」と定義されている。

9.2.5 大宮交通公園の歴史

年号	概要等
昭和44年(1969年)	大宮交通公園 開園
令和元年(2019年)	10月1日より北消防署の移転工事着工に伴い、休園
令和2年(2020年)	事業者による公園再整備工事開始
令和3年(2021年)	4月1日よりリニューアルオープン

9.2.6 管理・運営体制

令和元(2019)年の休園までは指定管理者による管理・運営体制だったが、令和3(2021)年4月からのPark-PFI事業を活用したリニューアルオープン以降は、事業者である大和ハウスグループの大和リース株式会社が指定管理者として管理・運営を行っている。

9.2.7 公募設置管理制度(Park-PFI)事業

平成29(2017)年の都市公園法改正により新たに設けられた、以下2点を一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度」のことを「Park-PFI」(略称:P-PFI)と呼ぶ。

- (1) 飲食店・売店等の公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置
- (2) 当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等

(平成29年8月10日付「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」

(国土交通省 都市局公園緑地・景観課) (以下「国交省ガイドライン」)

「公募対象公園施設」とは、飲食店、売店等の公園施設を指す。「特定公園施設」とは、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものである。

同事業のイメージ図は以下のとおりとなり、公民ともうまく活用することで双方にメリットのある事業と言えよう。



(国交省ガイドライン)

【公募対象公園施設の例】

同公園に設置されている自転車店



【特定公園施設の例】

同公園中央に設置されている管理事務所
やコミュニティルーム(有料)を有する建物



(監査人が現地で撮影)

9.2.8 同公園の公募設置管理制度 (Park-PFI) 事業の公募・決定の流れ

本事業は、園内施設の老朽化や、公園の一部に北消防署が移転することを契機に、Park-PFI による「防災機能強化と自転車の安全教育」を中心とした交通学習施設の再整備を目的として平成 30(2018 年)12 月に京都市が整備事業者と指定管理者を公募した。

公募に応募したのは大和リース株式会社 1 社のみであった。大和リース株式会社は遊びながら学べる、交通を軸とした「トラフィック・プレイモール・キョウト」をコンセプトとした提案を行い、平成 31(2019 年)4 月に事業者を選定された。

P-PFIにて大和リース株式会社を指定することとなった経緯・スケジュールは以下のとおりとなる。以下表記載のとおり、約20年間と長期間に渡る事業である。

公募設置等指針の配布	平成30(2018)年12月
公募設置等計画の受付	平成31(2019)年1月～2月
公募設置等計画の評価	平成31(2019)年2月下旬
設置等予定者の決定	平成31(2019)年4月上旬
公募設置等計画の認定	令和2(2020)年1月上旬
協定の締結	令和2(2020)年4月上旬
認定計画提出者による工事	令和2(2020)年6月～ 令和3(2021)年3月
再開園（リニューアルオープン）	令和3(2021)年4月
P-PFI事業の終了	令和22(2040)年10月

9.2.9 公募設置管理制度（Park-PFI）事業に関する京都市の収支

P-PFI事業に関する収支は以下のとおりとなっている。

収入

土地使用料（公募対象公園施設等 使用料）	609,840円/年
----------------------	------------

支出

大宮交通公園事業の負担金 ※特定公園施設整備費用のうち、京都市負担分	238,000,000円（消費税等含む）
指定管理料（令和3年度～令和22年度）	※17,300,000円（消費税等除く）/年
自転車安全教育に係る委託料 （サイクルセンター運営業務）	14,160,000円（消費税等含む）/年

※最終年度である令和22年度は10月31日までであるため、金額が10,090,000円/年

9.2.10 P-PFI事業の事後検証

京都市では大規模公園においてはその運営にあたり「指定管理者制度」を利用している場合が多い。

指定管理者制度とP-PFIの特徴等は以下に記すとおりであり、参加企業の採算性確保のためにも20年近くと長期間になる点がP-PFI事業の大きな特徴である。

制度名	根拠法	事業期間の 目安	特徴
指定管理者 制度	地方自治法 第 244 条の 2	3～5年 程度	①民間事業者等の人的資源やノウハウを 活用した 施設の管理運営の効率化（サー ビスの向上、コストの縮減）が主な目的 ②一般的には施設整備を伴わず、都市公園 全体の運営維持管理を実施。
P-PFI	都市公園法 第 5 条の 2 ～ 5 条の 9	20 年以内	①飲食店、売店等の公募対象公園施設の設 置又は管理と、その周辺の園路、広場等の 特定公園施設の整備、改修等を一体的に行 う者を、公募により選定する制度

(国土交通省ガイドライン)

P-PFI のメリットは一般的に以下のように考えられる。

ア 公園利用者のメリット

飲食店、売店などの施設が充実することで利用者へのサービスが向上する。また、老朽化し質が低下した施設の更新が期待できることで、公園の利便性、快適性、安全性が高まる。

イ 公園管理者のメリット

民間資金を活用することで、公園整備、管理運営にかかる財政負担が軽減される。また、民間の創意工夫も取り入れた整備、管理、運営により、公園のサービスレベルの向上を図り、活性化が図られる。

この他にも、公園運営事業者に事業機会を創出し、地域の賑わいに貢献するなどが考えられる。

現時点で、京都市における P-PFI 事業は、同公園 1 件のみであり、令和 3 年度に開始したため効果の検証はこの先になる。従前の「指定管理者制度」と「P-PFI 制度」の比較・検証を進めていき、必要に応じて従来の指定管理者制度から P-PFI への切り替えを随時進めることもあり得る。

2つの制度のメリット・デメリットを判定するためにも、P-PFI の希少な事例である同公園の事業状況、課題、市民の声等を注視されたい。

【意見】 P-PFI 事業の事後検証

大規模公園の管理運営における「指定管理者制度」と「P-PFI 制度」の比較・検証を進め効果の測定をすることで、市民のニーズに合った、より良い管理運営施策を進めることができる。

今後、2つの制度のメリット・デメリットを判定するためにも、P-PFI の希少な事例である大宮交通公園の事業状況、課題、市民の声等を注視されたい。

【意見】 P-PFI 事業の魅力向上

P-PFI 事業は令和 2 (2020) 年～令和 22 (2040) 年頃までの 20 年間で終了予定であり、20 年経過後に現事業者が継続して事業を行うのか、新たな業者による事業が開始するのかは不透明だが、少なくとも民間事業者にとって魅力的な事業でなければ、次回の事業者の募集を含め事業遂行が困難となる可能性がある。

そのためにも、P-PFI 事業の魅力の向上と丁寧な情報発信により、多くの市民の利用を促進し、本事業が民間事業者にもメリットがあることを証明することが不可欠である。

9.3 梅小路公園 【指定管理者が管理している公園】

9.3.1 梅小路公園の概要

9.3.1.1 概要

京都駅の西側の広大な土地にある公園であり、京都水族館、京都鉄道博物館を包含する京都有数の大規模公園である。園内には朱雀の庭、緑の館、いのちの森、すぎくゆめ広場、チンチン電車、芝生広場の施設があり、指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会（以下、緑化協会）が管理運営を行っている。京都市のホームページには以下のように紹介されている。

緑の少ない都心部に大規模な緑の拠点を創出するため、国鉄清算事業団所有の梅小路駅貨物跡地約 11.6 ヘクタールを、「都心の緑の創造」、「歴史の継承と未来への飛躍」をテーマに建設した公園です。

本公園は、災害時の広域避難場所としての機能も合わせ持ち、多目的な利用が期待できる市営公園としては二つ目の総合公園です。

(京都市HP)

同公園の概要は以下のとおりである。

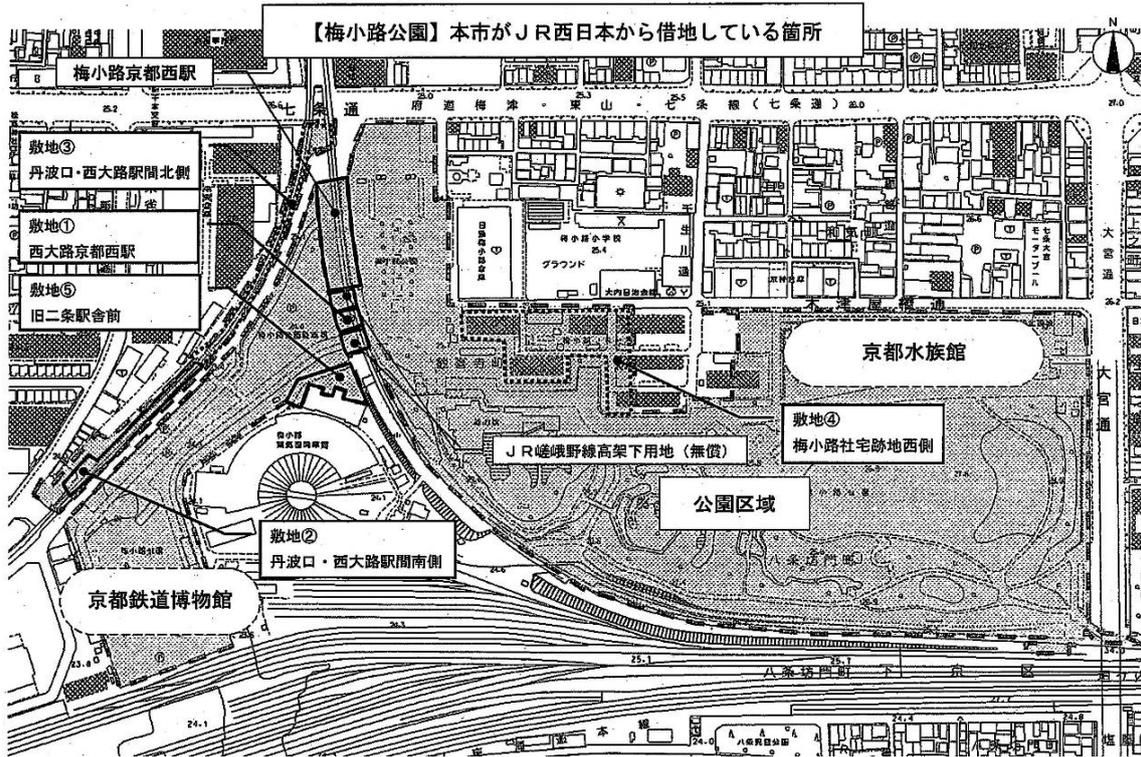
住所	京都市下京区観喜寺町他
面積	137,129 m ²

9.3.1.2 歴史

年号	沿革
平成 7 (1995) 年	日本貨物鉄道 (JR 貨物) 梅小路駅の跡地に平安遷都 1200 年を記念して作られ開園
平成 18 (2006) 年	指定管理者方式による管理開始
平成 24 (2012) 年	京都水族館が開館
平成 26 (2014) 年	すぎくゆめ広場及び市電広場が開設

平成 28 (2016) 年	梅小路蒸気機関車館を拡張リニューアルする形で、京都鉄道博物館が開館
令和元 (2019) 年	ビバスクエア京都 (スケートリンク) が開業

9.3.1.3 図面及び写真



(建設局提供資料)

施設案内図



(緑化協会HP)

京都水族館の西側(図面左側)でチンチン電車の走行展示が行われており、そのさらに西側にカフェ、スケートリンクなどのゾーンが広がっている。また、公園敷地の一部はJR西日本から借り受けている。

	<p style="text-align: center;">朱雀の庭の様子 (令和3年9月7日 15時撮影)</p> <p>緊急事態宣言の影響もあってか、利用者はいなかった。</p>
	<p style="text-align: center;">いのちの森中央の田んぼの様子 (同日撮影)</p> <p>10坪ほどの土地に稲が植えられており、実ってきている。</p>
	<p style="text-align: center;">いのちの森入り口付近の様子 (同日撮影)</p> <p>木製の回廊が内部に張り巡らせており、自然観察ができるようになっている。</p>
	<p style="text-align: center;">芝生広場及び野外ステージの様子 (同日撮影)</p> <p>手前が野外ステージ。撮影日が平日であるため、利用者はまばらであるが、週末は混雑する。</p>

	<p style="text-align: center;">チンチン電車乗り場の様子 (同日撮影)</p> <p>撮影日が平日であるため、運休しており、駅にも入れないようにロープが張られている。</p>
	<p style="text-align: center;">市電ひろばの様子 (同日撮影)</p> <p>撮影日が緊急事態宣言期間中であったため、ショップは開いていなかった。</p>

9.3.1.4 総合公園

梅小路公園は総合公園に分類され、京都市には以下表のとおり2つ存在している公園の内の1つである。

種類	公園名	行政区	面積 (㎡)	設置年
総合	梅小路公園	下京	137,129	平成7(1995)年
総合	岡崎公園	左京	181,819	明治37(1904)年

9.3.1.5 総合公園の定義

総合公園とは、「都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50ヘクタールを標準として配置する。」と定義されている。

9.3.2 収支状況

9.3.2.1 収入

直近3年度における梅小路公園施設内における京都市が受け取った使用料は次のとおりである。

使用料収入一覧

(単位：円)

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
京都水族館	19,204,380	20,146,599	20,484,672
京都鉄道博物館	29,245,392	30,707,662	32,243,045
ピバスクエア京都（スケートリンク・スターボックス）	-	5,100,000	10,200,000
梅小路パークカフェ	5,500,740	6,176,940	5,358,513
市電カフェ及び市電ショップ	3,930,990	4,190,954	2,480,066
チンチン電車（乗車料）	2,393,850	3,924,040	2,461,880
京野菜レストラン梅小路公園	10,500,000	10,500,000	10,500,000
合計	70,775,352	80,746,195	83,728,176

京都市建設局提供資料より作成

梅小路公園の収支状況としては、毎年大幅なマイナスとなっており、使用料収入では、管理委託費にすら遠く及ばない状況となっている。

また、チンチン電車の運賃収入は多い年で約400万円であり、こちらも後述する管理委託費よりもはるかに少ない金額となっている。

9.3.2.2 支出

直近3年間における梅小路公園に関する支出は次のとおりである。

梅小路公園支出一覧

(単位：円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	全体	うち緑化協会	全体	うち緑化協会	全体	うち緑化協会
管理委託費	140,000,000	140,000,000	142,350,000	142,350,000	143,000,000	143,000,000
地代	26,371,700		27,644,300		27,744,000	
緑の館レストラン水道光熱費	3,105,273	3,105,273	3,259,632	3,259,632	2,613,246	2,613,246
消耗品費	232,740		165,000		99,000	
公園再整備工事関連費	205,518,673		104,658,480		19,999,100	
チンチン電車交換・補修	28,803,940		1,096,956		0	
修繕費	3,276,742	2,704,342	201,480		1,292,225	
業務委託費	793,152		1,026,120		907,720	
チンチン電車運行委託費	6,785,240	6,785,240	8,767,218	8,767,218	8,811,418	8,811,418
賑わい施設事業関連費	957,075		0		0	
補償費	1,781,770		738,070	738,070	1,679,180	1,679,180
その他	25,920		0		0	
合計	417,652,225	152,594,855	289,907,256	155,114,920	206,145,889	156,103,844

京都市建設局提供資料より作成

※緑の館レストラン水道光熱費については、緑の館全体の料金を緑化協会が供給者に支払う覚書を取り交わしているため、緑化協会がメーター等によりレストラン管理者の使用量を確認し、使用料に応じた金額を京都市が緑化協会に支払い、京都市はレストラン管理者から同額を受け取っており、実質的には京都市は水道光熱費の負担をしていない。

※平成30年度の補償費は、大型バス駐車場の閉鎖に伴う補償金であり、令和元年度及び令和2年度の補償費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う施設閉鎖に対する補償金である。

直近3年間においては公園の再整備事業があった影響もあり、毎年2億円を超える支出が行われている。うち緑化協会には毎年約1億5千万円が支払われており、その大半が管理委託費である。緑化協会に対する委託費には公園の維持管理の委託のほか、チンチン電車の維持管理の委託もある。提案金額の算定根拠を建設局に尋ねたところ、「仕様書に業務内容（委託内容）を明示して公募を行い、応募団体が、委託料、事業計画等を提案。委託料の提案金額を含め、応募団体の提案について、学識経験者等で構成する委員会等が総合的に評価・選考を行っており、本市において算定したものではない。」とのことである。

また、公園敷地の借地料として、約2,700万円が敷地所有者であるJR西日本に対して支払われており、その借地料のうち約1,800万円が梅小路社宅跡地西側5,650㎡に対するものである。当該敷地には現在すぎくゆめ広場とチンチン電車の車庫及び軌道が存している。

令和2年度においてチンチン電車に対しては、委託費（約900万円）が支払われており、前述した（9.3.2.1）チンチン電車の乗車料収入約250万円を差し引いても650万円の赤字となる。平成30年度のように大幅な修繕が発生する年度はその費用も増大する現状がある。チンチン電車の運行距離は極めて短く、移動手段ではなくアトラクションとして利用され

ており、赤字を継続してまで、現状のまま維持する理由は乏しいと思われる。明治・大正・昭和の時代に市内を走り続けた日本初の市電が体感できる魅力が活かせるよう、例えば隣接する施設との共同企画等、運営方法の見直しによる収支改善を検討されたい。

9.3.3 指定管理者制度

9.3.3.1 緑化協会との連絡体制

京都市は、委託管理先である緑化協会に対して、「京都市梅小路公園の管理に関する協定書」において、事業報告書の提出に加えて、緊急時の報告、モニタリング調査を義務付けており、さらに行った業務に対する月次報告を課している。

モニタリング調査としては、利用者満足度調査を定期的に行っており、その結果を京都市に報告している。しかし、満足度調査だけでは有効なモニタリング調査としては不足しており、報告書を見る限りでは、モニタリングの結果を受けての協議は十分にされているとはいえない。また、下表の委託料の推移からもわかるように、委託料は増え続けており、結果として経費の削減につながることはなされていないと見受けられる。

指定管理者制度導入の大きなメリットとして、経費の削減及び利用者の利便性の向上が挙げられるが、現状では十分な効果が得られていないと見受けられるため、これらの効果が得られるための目標値を設定し、目標達成に向けての協議・指導を指定管理者に行うことが望まれる。

平成23年度	94,800,000
平成24年度	94,800,000
平成25年度	94,800,000
平成26年度	97,508,572
合計 ※	381,908,572
平成27年度	140,000,000
平成28年度	140,000,000
平成29年度	140,000,000
平成30年度	140,000,000
合計	560,000,000
平成31・令和元年度	142,350,000
令和2年度	143,000,000
令和3年度	143,000,000
令和4年度	143,000,000
合計	571,350,000

4年ごとの契約のため合計欄が設けられている
建設局提供資料により作成

9.3.3.2 指定管理業務に係る収支

委託管理先である緑化協会の梅小路公園に関する収支は次のとおりである。

業務に係る収入及び支出

(単位：円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入	委託料	140,000,000	142,350,000	143,000,000
	朱雀の庭・いのちの森利用料	5,025,200	3,102,400	2,082,600
	緑の館貸室料	5,816,000	7,160,280	2,262,190
	貸室キャンセル補填分		738,070	1,679,180
	収入計	150,841,200	153,350,750	149,023,970
支出	人件費	72,553,657	60,733,779	67,160,297
	事業費	26,620,290	36,412,094	27,978,018
	委託費	35,247,712	40,455,604	36,528,723
	小額修繕費	3,640,923	1,766,304	5,384,734
	その他	4,809,499	6,009,279	6,053,966
	支出計	142,872,081	145,377,060	143,105,738
収支		7,969,119	7,973,690	5,918,232

京都市建設局提供資料より作成

また、令和2年度における人員体制・支出の内訳は次のとおりとなっている。

【人件費について】

人員体制

管理事務所		
役職等	職務内容	備考
所長	運営全般、事務所統括	常勤1名
副所長	運営全般、所長の補佐	常勤1名
管理担当5名	施設管理、巡回、	常勤3名、非常勤2名
清掃担当4名	園内、トイレ清掃	非常勤4名
事業担当5名	プレイパーク、緑化普及・講習会等	非常勤5名
緑の相談所2名	緑の相談所運営	非常勤2名
本部事務所からの応援 (当指定管理業務以外の業務も兼務。人件費も業務に応じて按分)		
役職等	職務内容	備考
事業統括1名	指定管理業務の統括、技術指導、市との連絡調整、周辺エリアマネジメント関連事業等	
緑化推進担当1名	緑化普及、ボランティア支援	
植栽担当1名	一般園地植栽・樹木等管理	
庭園担当1名	庭園植栽・樹木等管理	

ビオトープ担当 1 名	ビオトープ管理、ボランティア連携	
広報担当 1 名	広報、ホームページ等管理	
庶務担当 2 名	庶務・計理、契約、業務報告等	

【事業費】

主な事業費の内訳

- ・光熱水費 14,173,804 円（上下水道料金、電気料金等）
- ・消耗品費 3,135,560 円（花苗、園芸資材、清掃消耗品、新型コロナ対策用品等）
- ・賃借料 1,517,840 円（イベント備品レンタル、複合機リース等）

その他、通信運搬費（電話代等）、印刷製本費（コピー料金、チラシ印刷等）、保険料（施設賠償責任保険等）等

【委託費】

主な委託費の内訳

- ・樹木等保全管理業務（一般園地） 14,631,740 円
- ・「朱雀の庭」保全管理業務 13,376,000 円
- ・廃棄物収集運搬処理業務 1,716,000 円
- ・建物機械警備費用 609,120 円
- ・特別清掃費用（高所等） 729,300 円
- ・エレベーター保守点検業務 594,000 円
- ・飲料水滅菌装置保守業務 275,000 円

支出においては人件費が約半分を占める。現在は常勤 5 名、非常勤 13 名の合計 18 名の体制となっており、非常勤は若干の変動があるものの、常勤の人数においては数年間変動がない。園内施設の維持管理の一部は外注により行っているため、施設管理や巡回業務には、常に 5 名の職員は必要ない。また、園内にトイレは 4 箇所あり、行事は月 6 回程度開催されているが、緑の相談（草木や樹木に関する相談）も頻繁にはない状況においては、業務毎に専属の非常勤職員は必ずしも必要とは言えず、兼務にすることで効率よく業務ができると考える。

提案金額の算定根拠を建設局に尋ねたところ、「仕様書に業務内容（委託内容）を明示して公募を行い、応募団体が、委託料、事業計画等を提案。委託料の提案金額を含め、応募団体の提案について、学識経験者等で構成する委員会等が総合的に評価・選考を行っており、本市において算定したものではない。」とのことであるが、勤務人数と業務内容を確認する限りでは、業務量に応じた適正な委託料となっているとは言い難い。広さは違うものの令和 3 年度から指定管理者制度を導入した大宮交通公園の常駐職員は 1 名ないしは 2 名の職員

で運営しているところ、比較において、梅小路公園における運営は、効率化の余地があるといえる。

また、委託料収入以外の収入については、いずれもコロナ禍の影響で激減しているが、コロナ禍前であっても全てあわせて1,000万円（年間）程度であり、維持管理費（委託費）に比べると極端に少ない。

特に朱雀の庭・いのちの森(有料施設)に関しては、その占有する面積の広さ及び維持管理費の負担額に比して、来園者数はコロナ禍前で、年間約25,000人と1日平均70人にも満たない。JRの施設跡地を取得し、庭園や森として、維持・育成していることは評価に値することであり、維持を継続するならば、運営方法の見直しを図ることが必要と思われる。

また、いのちの森の中央には田んぼがあり、子どもたちに田植え体験ができるようになっている。しかし、田の面積は広くはなく、利用できる子どもが一部に限られるので、市の施設としては公平性を欠く。よって、これらの有料施設を無償開放し、広く市民に利用されるようにすることを提案したい。

令和2年度末における梅小路公園内の施設の帳簿価額（京都市）は以下のとおりである。

項目	令和2年度末価額	左の内、減価償却累計額
建設費総額	909,303,700円	△578,686,176円
備品総額	3,588,200円	
土地取得費	34,933,616,936円	

芝生広場に加え、本章で述べた、緑の館、朱雀の庭、いのちの森、チンチン電車公園施設もこの中に含まれる。

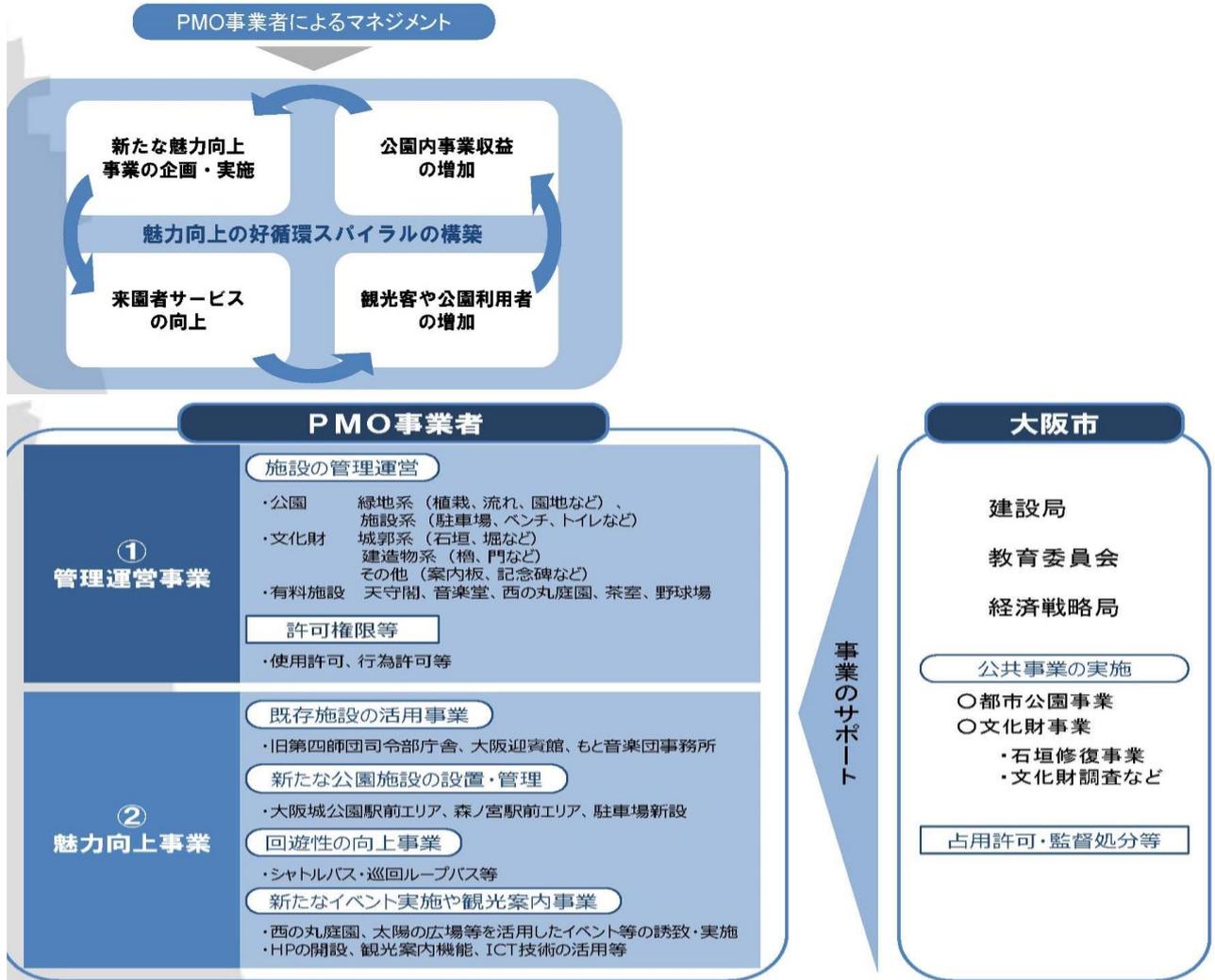
京都駅の西側の交通至便な土地（JR梅小路京都西駅徒歩0分）に広い公園・緑地・音楽ステージ及び充実した文化施設を有する本総合公園は、市民の憩いの場として幅広いニーズに対応できる可能性があるところ、その立地や充実した施設の強みを活かせるよう運営の見直しを図ることで、利用者の増加が見込まれ、市の収支の改善につながると思料する。

9.3.4 参考事例

9.3.4.1 大阪城公園のパークマネジメント事業について

大阪市では、大阪城公園に観光拠点型PMO（公園を一体管理し、新たな魅力向上事業を実施する民間主体の事業者）を導入し、広告代理店を中心に、マスコミ、施設の整備、管理運営を担う企業で構成された「大阪城パークマネジメント共同事業体」に運営を任せている。この事業の特徴として、PMO事業者が、公園や公園施設の管理に必要な支出の全てを施設の利用料収入や事業収入で賄っており、管理委託料を受け取るのではなく、大阪に対し納付金を納めていることが挙げられる。

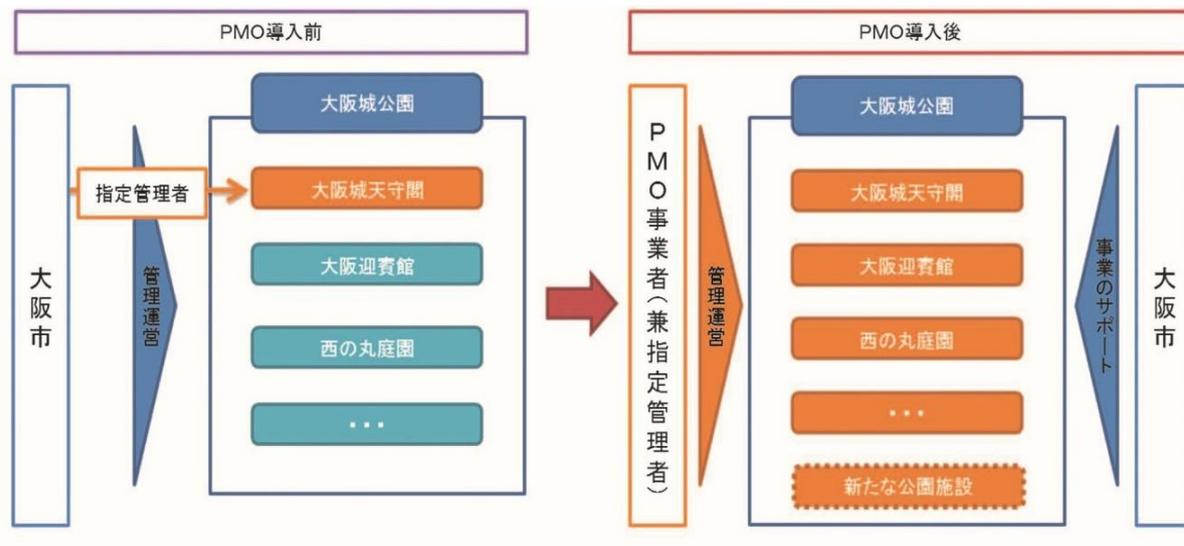
PMO 事業の仕組み



(大阪市「大阪城公園パークマネジメント事業者（大阪城公園及び他5施設の指定管理者）募集要項」別紙1)

この事業実施に伴い、大阪市の大阪城公園に対する財政負担はなくなり、収益をもたらす状況となっている。

大阪城公園における PMO 導入前後の変化



（「運営面からみた複合化の課題 大阪城公園パークマネジメント事業からの考察」

小林 純子（一般財団法人日本経済研究所 調査局 主任研究員）

大阪城公園は総面積が 105.6ha と梅小路公園の約 8 倍もの面積があるので、一概に比較することはできないが、多種の収益施設を有し、交通の利便性が良いなど、共通点も多い。大幅な収支マイナスを解消するためにも、このような他都市における取組は大いに参考になると思料する。

9.3.4.2 サウンディング型市場調査の実施について

京都市においては、令和 3 年度に、大規模公園を中心に、民間事業者と各公園の特色をいかした管理運営について、サウンディング型市場調査を行っており、梅小路公園もその対象として、取り組んでいる。また、サウンディングの具体的な項目としては、公園等の特性をいかした魅力の向上、効率的な維持管理計画、柔軟な提案に当たり京都市に求める条件などを挙げている。

※サウンディング型市場調査とは、民間活力導入の検討などを行う際、事業発案や事業化検討段階において、事業者との対話を通じ、アイデアの収集や市場性の有無、実現可能性の把握を行うものである。

【指摘事項】公園全体の運営の見直し

公園は本来無料で自由利用される空間であり、梅小路公園についても、芝生広場や遊具など、自由利用が基本である。とはいえ、同園については、その立地の良さや文化的価値のある多種の施設の強みを活かし、他都市の事例や令和 3 年度におけるサウンディング型市場

調査を参考にするなど、運営の見直しを図り、今後、収入増及び支出減に向けて取り組むべきである。

【指摘事項】 チンチン電車の運営方法の見直し

チンチン電車については、その整備と維持管理に多額の費用を負担していることから、日本初の市電が体感できる魅力を活かし、多くの市民が利用できるよう、運営方法を見直し、収支改善を検討されたい。

【意見】 指定管理事業の効果の測定

指定管理者制度導入の大きなメリットとして、経費の削減及び利用者の利便性の向上が挙げられるが、これらの検証をし、指定管理者の事業運営について、効果の測定を行うことが望まれる。

【意見】 公園敷地の購入の検討（梅小路公園）

公園は基本的に永続的に利用所有することが求められている性格上、公園敷地を借りてしまうと、累積で購入代金以上の借地料を支払うことが予見され、また、貸主側の意向で廃止せざるを得ない場合もあり得るので、自己所有することが望ましい。必要な土地であるなら購入を検討されたい。

【意見】 朱雀の庭・いのちの森の収支の改善

朱雀の庭・いのちの森に関しては、維持管理費を抑えつつ、広く市民に利用されるよう取り組み、収支の改善を検討されたい。

9.4 宝が池公園 【一部を指定管理者が管理している公園】

9.4.1 宝が池公園の概要

9.4.1.1 概要

宝が池公園は京都市の市街地からみて北の山間にある公園で、池を中心に宝が池公園運動施設球技場、宝が池公園子どもの楽園、憩いの森といった施設が作られている。宝が池公園子どもの楽園に関しては、緑化協会が指定管理者となり、管理運営を行っている。京都市のホームページには以下のように紹介されている。

宝が池は、かんがい用の溜池として江戸時代中期につくられたもので、最初はわき水をせき止めただけの小さなものでしたが、しだいに堤を高め、江戸時代後期にほぼ現在の大きさになったとされています。

松ヶ崎付近は古くから景勝の地として知られていますが、この地を公園化する計画が具体化するのには、昭和 17 年に防空緑地として都市計画決定されたことに始まります。

昭和 36 年に、国立京都国際会館が北側隣接地に建設されることが決定してから、施設整備が大幅に進み、子供の楽園（昭和 39 年）、菖蒲園（同 46 年）、憩の森（同 49 年）、桜の森（同 52 年）、北園（同 53 年）、野鳥の森（平成 4 年）を次々に整備し、現在の姿になっています。

（京都市HP）

同公園の概要は以下のとおりである。

住所	京都市左京区上高野流田町 8 他
面積	782, 124 m ²

9. 4. 1. 2 歴史

同公園の歴史は以下のとおりである。

年号	沿革
安政 2（1855）年	ため池であった宝が池の拡張工事が行われ現在の広さとなる
昭和 17（1942）年	防空緑地として公園化が都市決定される
昭和 39（1964）年	子どもの楽園が開園
昭和 46（1971）年	菖蒲園が開設
昭和 49（1974）年	憩の森が開設
昭和 52（1977）年	桜の森が開設
昭和 53（1978）年	北園が開設
平成 4（1992）年	野鳥の森が開設
平成 20（2008）年	子どもの楽園がリニューアルオープン
平成 23（2011）年	指定管理者方式による管理開始

9.4.1.3 図面及び写真



(京都市HP)

池は五山の送り火の「妙法」の山々に囲まれており、広大な公園となっている。池の左には国立京都国際会館があり、地下鉄の駅も隣接しているため、交通の便も良い。

また、上図の左に位置する子どもの楽園の詳細は次のとおりである。

子どもの楽園園内マップ



緑化協会の管理の下、3.3haの敷地に図のような遊具等が設置されており、駐車場収入は緑化協会の収入となっている。



子どもの楽園園内マップA地点から(令和3年12月5日 14時撮影)

左側に駐車場、右側の建物が管理棟となっており、奥に公園がある。

駐車場は一回520円。日曜日ということもあり、9割程度埋まっていた。



子どもの楽園園内マップ⑥地点から（同日撮影）

左側にグラウンド、右側が芝生広場、中央奥に遊具がある。気温が低かったが日曜日だったので多くの子ども達が遊んでいた。



北園、全体図⑦付近の様子（同日撮影）

芝生の公園が広がる。右側奥には国際会議場がある。利用者はまばらである。



梅林園、全体図③付近の様子（同日撮影）

中央に池が、右側に梅林園が広がる。左端に写っているのは売店（カフェ）。
こちらがコインパークになっており、運営は一般財団法人京都市都市整備公社（以下、整備公社）が行っている。京都市の公募資料を確認すると、平成 24 年度から管理委託しており、年間 878,400 円を整備公社から京都市が受け取っている。その使用料は公園の維持管理に充てるとしている。

9.5 仁和公園 【敷地を賃借している公園】

9.5.1 仁和公園の概要

9.5.1.1 概要

京都市が昭和 29(1954)年に土地を借り受け整備された旧仁和児童公園の廃止に伴い、旧公園と同じく所有者の敷地を借り受ける形で、旧公園の北側に平成 31(2019)年に開園した公園である。

同公園の概要は以下のとおりである。

住所	京都市上京区仁和寺街道七本松東入一番町107（方丈北側地域）
面積	674 m ²

9.5.1.2 歴史

年号	沿革
昭和 29（1954）年	旧公園開園
平成 28（2016）年	借地契約期間満了に伴い、旧公園廃止
平成 31（2019）年	整備を完了し、新公園開園

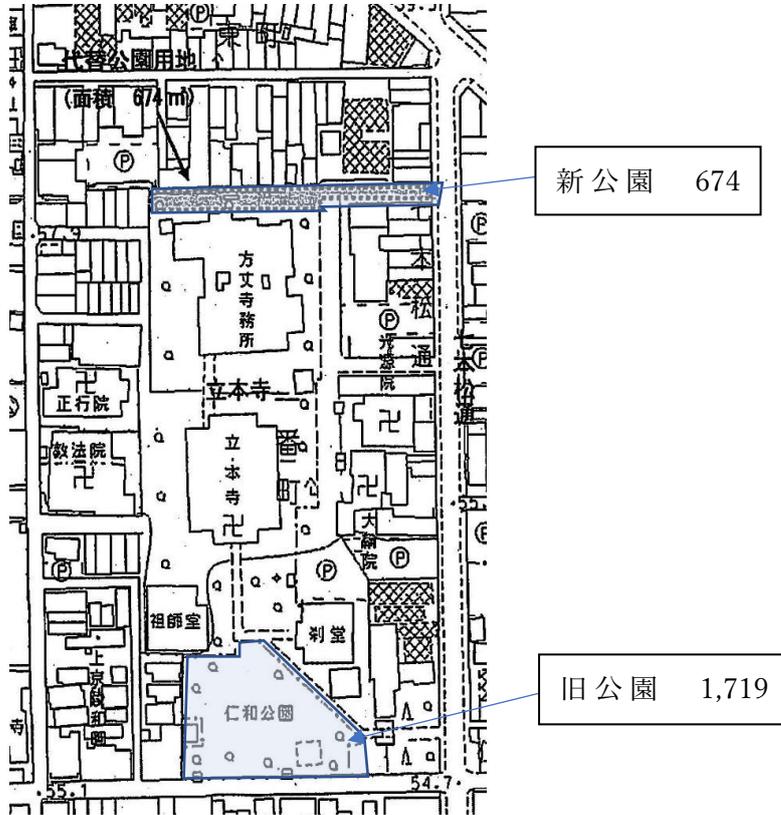
9.5.1.3 経緯

旧公園は1,719 m²あったが、確認できた賃貸借契約書における平成 27 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの借地料が 100 万円(年間)となっており、長期間において周辺相場に比べてもかなり低い借地料となっていた事実があった。

貸主側は低額の借地料では運営が厳しいという判断から、借地契約の更新を行わず、満了に伴い公園を廃止し、当該土地を有効活用することになった。

京都市は旧公園の代替地として、貸主側と交渉し、旧公園の北側に新公園を設立した。

9.5.1.4 図面及び写真



建設局提供資料をもとに監査人が作成

旧公園は新公園の約3倍の広さがあったうえに、形状も整っていたが、新公園は狭くなったうえに形状が長細く、民家が近接しているため、公園として使用するにあたり、条件に差が生じている。



公園入口の写真
(令和3年9月28日15時撮影)
奥に細く続いている様子がわかる。左側の土地が借地料算定時に使用した三軒町74番地である。

	<p>公園中央から奥の写真 (令和3年10月4日15時撮影)</p> <p>民家が近接している様子がわかる。</p>
	<p>公園奥からの写真 (令和3年10月10日15時撮影)</p> <p>手前に大人用の健康器具、奥に子ども用の遊具が配置されている。</p>

9.5.2 人口推移

仁和公園が位置する仁和学区の人口と世帯数の直近10年間の推移は以下のとおりである。

仁和学区推移（各年9月期比較）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
人口	10,458	10,428	10,308	10,232	10,178	10,256	10,240	10,160	10,145	10,092
世帯数	5,305	5,328	5,317	5,357	5,354	5,476	5,520	5,529	5,600	5,608

京都市ホームページより作成

人口としては1万人を超えており、その規模は上京区の学区の中では一番大きい。人口は非常にゆるやかではあるものの減少傾向にあり、一方で世帯数は増加傾向にある。このことから子どもの数が減っており、少子高齢化が進むエリアであることがわかる。

9.5.3 支出

直近3年間における仁和公園に対する主な支出は以下のとおりである。

仁和公園に対する支出

(単位：円)

年度	負担行為日	負担行為額	件名
平成30年度	平成30年12月4日	23,884,200	仁和公園整備工事(その1)
	平成30年12月4日	5,960,520	仁和公園整備工事(その2)
	平成31年2月7日	97,200	水道加入金の納付について(仁和公園)
	平成31年3月29日	74,102	水道加入金の納付について(仁和公園)
	計	30,016,022	
令和元年度	平成31年4月1日	3,900,000	仁和公園賃借料(31年度分)
	令和元年7月25日	389,880	防球ネット式の購入について(仁和公園)
	令和元年8月19日	270,000	門扉一式の購入について(仁和公園)
	令和元年10月9日	143,000	板塀設置作業(2日作業)について(仁和公園)
	令和元年10月25日	497,200	仁和公園 フェンス基礎及び柱改良について
	令和2年1月8日	432,300	仁和公園 園内土壁他修繕について
	計	5,632,380	
令和2年度	令和2年4月1日	3,900,000	仁和公園賃借料(令和2年度分)
	令和2年6月26日	34,210	仁和公園 照明灯タイムスイッチ設置作業について
	計	3,934,210	

京都市建設局提供資料より作成

公園建設に約3,000万円を要しており、年間地代として390万円が支払われている。年間地代の算定は、下記にある京都市の規定どおりに算定されており、形状が異なるため一見不適切に見えるものの、他に同様の土地はないため、算定上は問題ない。

9.5.4 新公園の利用状況

新公園の利用状況を京都市に確認しているか問い合わせたところ、日常のパトロール等により利用状況を一定把握しているが、利用人数は記録していない旨の回答があったため、監査人が令和3年度において、独自で利用状況の調査を行った。

調査方法はランダムに公園に来訪し、その時点での利用人数、利用内容を確認したものである。なお、調査はできるだけ好天時を選んでいる。

仁和公園調査結果

9月28日	10月4日	10月9日	10月10日	10月15日	10月17日	10月28日	11月8日
火 15時	月 15時	土 15時	日 15時	金 15時	日 10時	木 15時	月 14時
晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇
2人	0人	9人	8人	1人	0人	2人	0人
大人2名 がそれぞれ別の ベンチで休憩の 様子		小学生高 学年4名 がベンチ でゲー ム、低学 年4名が 引率の大 人1名と 遊具で遊 ぶ	小学生高 学年4名 がベンチ でゲー ム、小学 生高学年 4名が遊 具で遊ぶ	高齢者1 名がベン チで休ん でいる		大人2名 男女がベ ンチで談 笑してい る	

監査人が、市内の複数の公園を視察した状況と比較すると、同公園の利用者は少ないと言える。また利用内容も、あまり遊具は使われず、ベンチで談笑する、休むといった利用が多い。公園内では、子ども用の遊具と大人用の健康器具が設置されているが、調査を行った範囲では大人用の健康器具の使用はなかった。

原因としては、前述のとおり細長い形状であるため、公園として使用しづらいことが考えられる。さらに当学区は少子高齢化が進んでおり、平常時の主たる利用者である子どもが少ないということも一因であると考えられる。

建設局に、本公園の代替地として、現在の場所を選定した理由について尋ねたところ、「当エリアにおいて、他の候補地の交渉は不調に終わった。また、地元からの要望として「所有者敷地の開放も含めて市から代替地の提供を依頼してほしい」と言われ、所有者と再協議した。」旨の回答があった。また、地域住民の旧公園の廃止を反対する声が大きく公園を廃止するという選択肢はあり得なかった事実がある。

とはいうものの、整備を施し、賃借により公園を設置することから、その利用における有効性を検討すべきであった。旧公園廃止の反対運動があったにも関わらず、調査結果からは、新公園の利用状況は低調と見受けられ、土地の形状等が影響しているものと推察される。また、新公園が出来上がった後も利用状況の調査をしておらず、費用対効果の検証がなされていない。

今後、公園を新設する場合は、一定のニーズ調査をするべきである。当該公園については、利用者が満足するような工夫を求めたい。

9.6 船岡山公園 【敷地を賃借している公園】

9.6.1 船岡山公園の概要

9.6.1.1 概要

京都市中心部から北にある船岡山（標高 111.7m、周囲約 1,300m、面積約 8.2ha）に設置された公園である。山の大半が京都市により管理された公園となっており、残りの部分が神社（建勲神社）となっている。京都市のホームページには次のように紹介されている。

本公園は、大徳寺の南に横たわる高さ 112 メートル余の小丘にある公園で、その地形が船に似ていることから古来船岡と呼ばれ、眺望が極めてよく、多くの史跡があります。

船岡山は、大内裏の北にあたり御苑に近かったことから、王朝時代には王侯貴人の散策の地とされ、円融天皇譲位の後は、この山に「子」の日の遊びが催されました。その後、応仁の乱等の陣地となったこともあります。

明治 13 年には織田信長をまつる建勲神社（公園区域外）が中腹に東面して建立され、その後山頂に移されました。

（京都市HP）

同公園の概要は以下のとおりである。

住所	京都市北区紫野北舟岡町 42 他、紫野下若草町 32 他、紫野西野町 64
面積	56,284 m ²

9.6.1.2 歴史

年号	沿革
明治 13（1880）年	建勲神社が創設される
昭和 6（1931）年	船岡山が風致地区に指定される
昭和 10（1935）年	公園が開園
昭和 43（1968）年	船岡山が史跡として指定される
平成 7（1995）年	船岡山が「京都の自然 200 選」に指定される

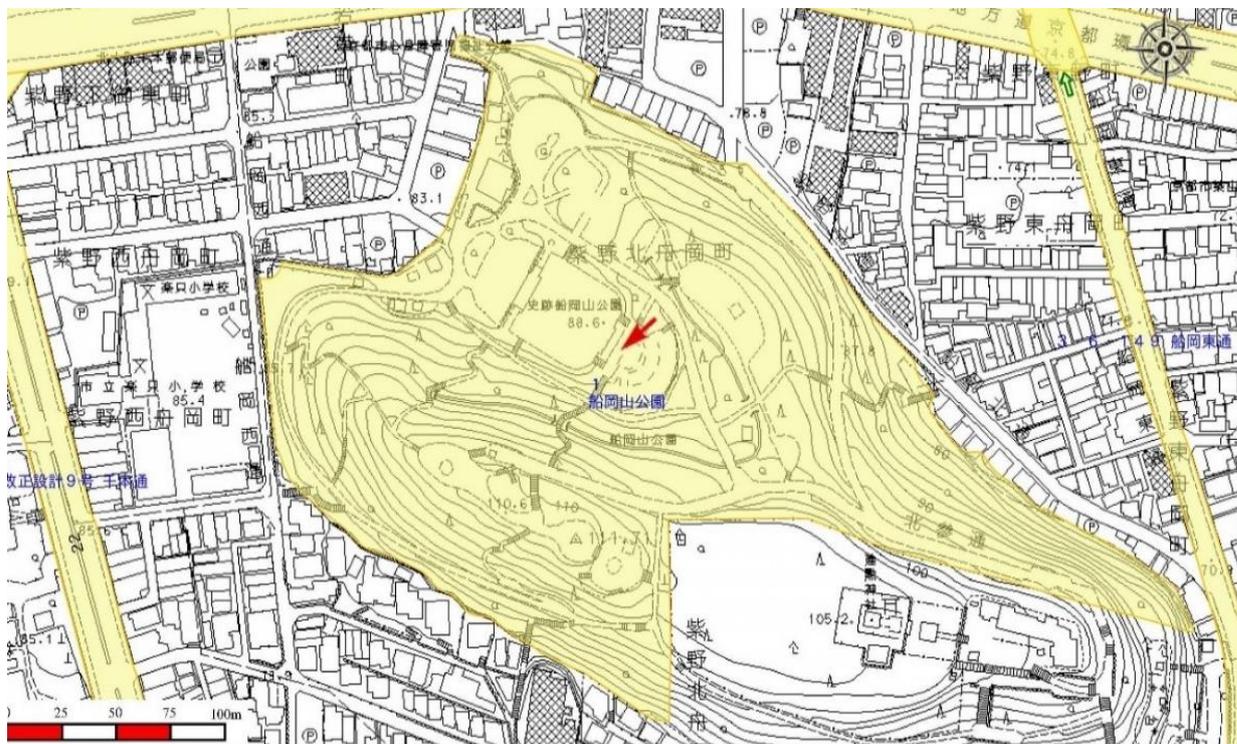
9.6.1.3 船岡山の見取り図と用途図

船岡山の見取り図は次のとおりである。



(建敷神社HP)

公園の用途図は次のとおりである。



地図上矢印の先端部分の都市計画決定等の内容  本票の内容は本市の都市計画を証明するものではありません。また、お調べの土地が区域の境界付近にある場合は職員に確認して下さい。

区域区分	市街化区域	都市施設等	船岡山公園(完成)
用途地域	第一種住居地域	景観保全	風致地区第2種地域、船岡山周辺特別修景地域(風致地区による建ぺい率の適用あり)
建ぺい率	60%(用途地域による) ----- 30%(風致地区による)	眺望景観	近景デザイン健全区域(23-1)、事務官庁区域(23-1)、遠景デザイン健全区域(1)、遠景デザイン健全区域(16)、遠景デザイン健全区域(49)
容積率	200%	屋外広告物	屋外広告物禁止地域
敷地面積の最低限度		その他	居住誘導区域(土砂災害特別警戒区域等は別途御確認ください)、既成都市区域
高度地区	15m 第二種高度地区		
防火・準防火地域	準防火地域		

(京都市HP)

山の大半が公園として指定されており、その全ての部分について賃貸を受けている。山の残りの約4分の1については、神社が所有管理している状態である。用途図からわかるように、現在も風致地区の指定を受けており、開発には制限がかけられている。

9.6.1.4 地区公園

船岡山公園は地区公園に分類され、京都市には以下の表のとおり、6つ存在している公園の内の1つである。

No	種類	公園名	行政区	面積 (㎡)	設置年
1	地区	船岡山	北	56,284	昭和10(1935)年
2	地区	勸修寺	山科	33,448	昭和57(1982)年
3	地区	吉祥院	南	43,907	昭和17(1942)年
4	地区	小畑川中央	西京	96,601	昭和54(1979)年
5	地区	大蛇ヶ池	西京	52,534	昭和56(1981)年
6	地区	伏見北堀	伏見	66,195	平成5(1993)年

9.6.1.5 地区公園の定義

地区公園とは、「主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所面積4ヘクタールを標準として配置する。」と定義されている。

9.6.2 支出

直近3年間における船岡山公園に関する支出は次のとおりである。

船岡山公園に対する支出

(単位：円)

年度	負担行為日	負担行為額	件名
平成30年度	平成30年 4月 1日	64,743,264	船岡山公園賃借料
	平成31年 1月21日	906,757	船岡山公園 照明柱公3742修繕について
	計	65,650,021	
令和元年度	平成31年 4月 1日	67,549,000	船岡山公園賃借料
	令和元年 7月25日	399,600	船岡山公園側溝浚渫作業について
	令和元年 9月25日	452,452	樹木調査(船岡山公園)について
	令和元年10月23日	84,535	船岡山公園 メーター付近埋設給水管漏水修繕について
	令和元年11月13日	4,086,000	船岡山公園他ブロック塀安全対策検討業務
	令和元年12月 4日	123,200	産業廃棄物の収集・運搬について(船岡山公園)
	令和元年12月16日	950,400	公園トイレ便器修繕(船岡山公園(グラウンド))
	令和 2年 1月16日	99,000	船岡山公園 防護柵設置作業について
	令和 2年 1月21日	841,500	公園トイレ便器修繕(船岡山公園(山上))
	令和 2年 3月 2日	36,080	船岡山公園 手洗水栓止水不良修繕について
令和 2年 3月 6日	16,625,000	船岡山公園他ブロック塀安全対策工事	
計	91,246,767		
令和2年度	令和2年4月1日	9,536,400	船岡山公園他ブロック塀安全対策検討業務
	令和2年4月1日	27,664,300	船岡山公園他ブロック塀安全対策工事
	令和2年4月1日	67,549,000	船岡山公園賃借料
	令和2年6月23日	392,700	船岡山公園 園内北側法面一部修繕について
	令和2年6月23日	248,600	産業廃棄物の収集・運搬について(船岡山公園他1公園)
	令和2年7月6日	10,431,300	船岡山公園眺望景観再生樹木管理業務委託
	令和2年7月13日	6,600	船岡山公園 便所照明修繕について
	令和2年8月3日	14,927	船岡山公園 便所照明灯修繕について
	令和2年8月24日	315,700	船岡山公園 給水管修繕について
	令和2年9月16日	234,402	令和2年度(単価契約)公園照明灯維持補修業務委託(北部みどり管理事務所)北み管第7号 船岡山公園他
	令和2年10月13日	594,000	船岡山公園 園内南側法面一部修繕について
	令和3年3月29日	86,240	船岡山公園 手洗水栓柱修繕について
	令和3年3月30日	99,000	船岡山公園 ツタ除去作業について
	計	117,173,169	

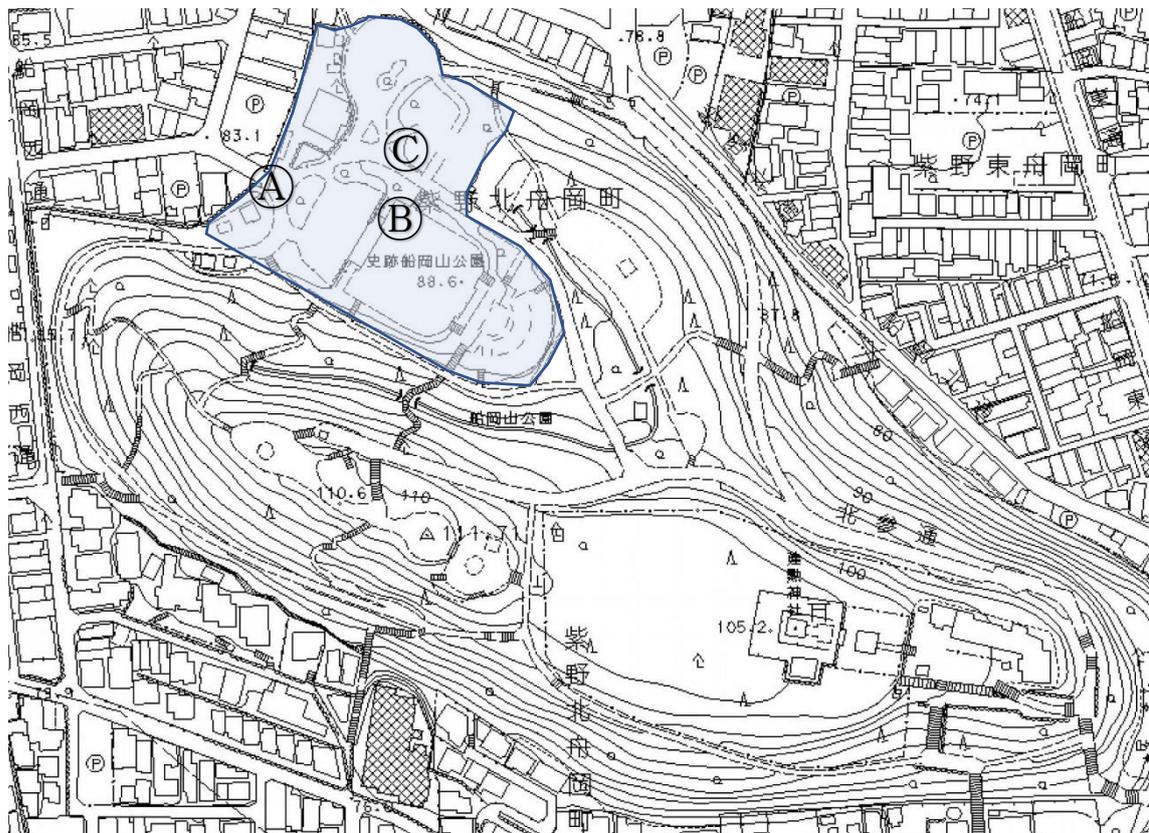
京都市建設局提供資料より作成

令和元年度、令和2年度においては安全対策工事に関する支出があったため、1億前後の支出額となっているが、例年は土地賃借料がそのほとんどを占めており、約7千万円を支払っている。樹木の管理についても公園の一部として京都市が行っている。

京都市は敷地を賃借しており、登記簿謄本を確認すると、昭和58(1983)年4月30日に賃借権を設定している。存続期間は15年となっているので、謄本上の賃借期間は終了していることになる。山全体は現在も風致地区に指定されており、開発行為は規制されている。山は法令により開発が規制されているので、今後も現状が維持されることが明らかであるが、都市公園法上の区域として京都市が賃借している。

他方、神社所有の山林に対しては、規制だけ行っており、借地料は支払っていない。公園として利用しているにしても公平性に欠ける。現状としては、借地料を地権者に支払って、地権者に代わって京都市が山林の維持管理をしているともとれる状態になっている。

実質、公園として多くの人が利用する部分は下図の塗られている部分であるので、その部分のみを賃借すれば借地料は相当抑えられるはずである。



(京都市HP)

実際に公園として機能している部分の写真は次のとおりである。

	<p>㊸地点 (令和3年11月26日15時撮影)</p> <p>子ども用の遊具があり、保育園児数名が引率者とともに遊んでいる。</p>
	<p>㊹地点 (同日撮影)</p> <p>大きい広場となっている。奥には山の頂上が見える。利用者はいなかった。</p>



撮影をした日が平日であるため利用者は非常に少なかったが、広い公園であるため週末はある程度の利用者が見込まれる。それでも借地料の高額さから考慮すれば、もっと利用状況が活発であってほしいところである。

また、市民の日常の憩いの場として利用されている公園は期限を設定することなく永久的に使用する性格があるところ、土地の使用料の算定率（年4%）の場合、25年間継続すると購入代金以上に借地料を支払ってしまうことも想定される。

【計算例】

ア 近傍類似地の固定資産評価額

$$\begin{array}{l} \text{(令和2年度借地料)} \qquad \qquad \text{(土地の使用料の算定率)} \qquad \qquad \text{(近傍類似地の固定資産評価額)} \\ 67,549,000 \text{ 円} \qquad \div \qquad 4\% \qquad \qquad = \qquad 1,688,725,000 \text{ 円} \end{array}$$

イ 現状の地代が購入金額に達するまでの年数

$$\begin{array}{l} \text{(近傍類似地の固定資産評価額)} \qquad \qquad \text{(令和2年度地代)} \\ 1,688,725,000 \text{ 円} \qquad \div \qquad 67,549,000 \text{ 円} \qquad = \qquad 25 \text{ 年} \end{array}$$

さらには、貸主側の事情によって現状を維持できない事態も想定されるため、永く市民が利用することを考えるならば本来は購入することが望ましい。

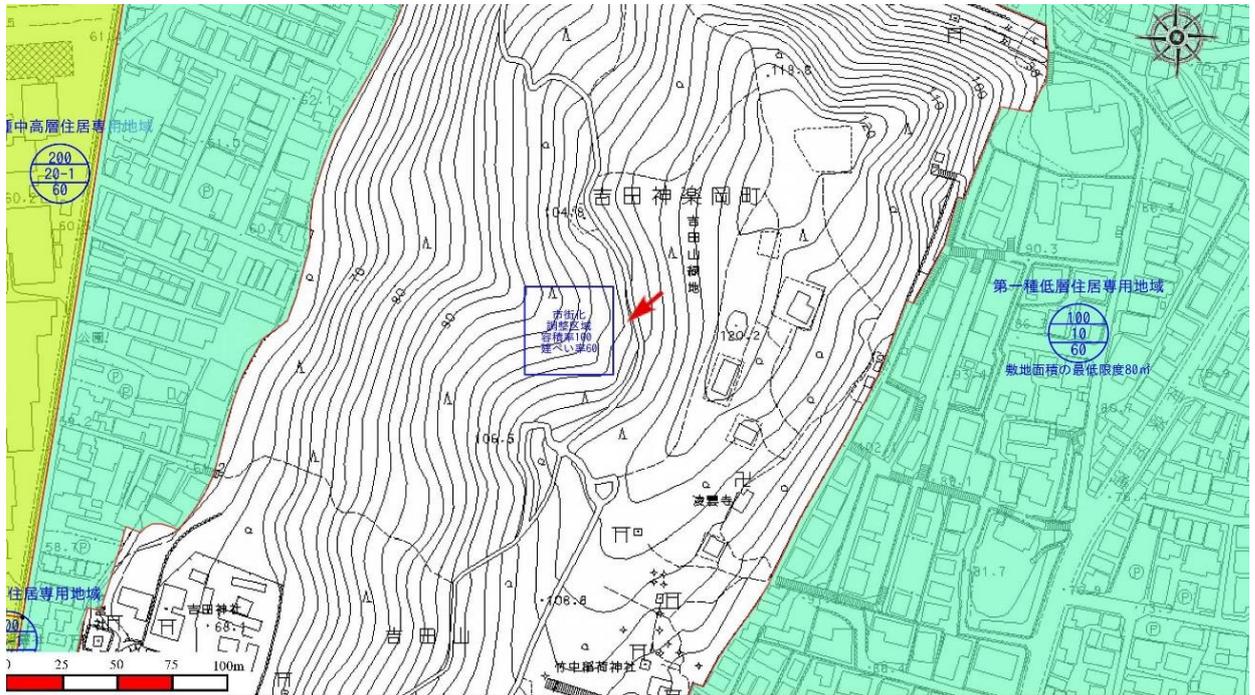
過去に当該公園敷地の購入について、所有者と交渉したことがあるかを建設局に確認したところ、過去には交渉したことがあるが、購入には至らなかったとの回答があった。

9.6.3 吉田山緑地について

9.6.3.1 概要

左京区にある吉田山緑地は、船岡山公園のように山が公園となっているので、船岡山公園の対比として記載する。吉田山は船岡山と同じく、一部が神社の境内となっており、京都市は山全体(14ha)を近郊緑地特別保全地区(9.6.3.5に記載)に制定したうえで、平成12(2000)年4月1日にはうち52,573㎡を公園に指定している。

9.6.3.2 図面及び写真



地図上矢印の先端部分の都市計画決定等の内容  本票の内容は本市の都市計画を証明するものではありません。また、お調べの土地が区域の境界付近にある場合は職員に確認して下さい。

区域区分	市街化調整区域	都市施設等	
用途地域		景観保全	特別緑地保全地区、風致地区第1種地域、吉田山特別修景地域(風致地区による建ぺい率の適用あり)
建ぺい率	60%(市街化調整区域) 20%(風致地区による)	眺望景観	眺望空間保全区域39、眺望デザイン保全区域(11~3km以内、眺望デザイン保全区域(39)~3km以内、眺望デザイン保全区域(43)、眺望デザイン保全区域(49)~3km以内)
容積率	100%	屋外広告物	屋外広告物禁止地域
敷地面積の最低限度		その他	宅地造成工事規制区域、既成都市区域
高度地区			
防火・準防火地域			

(京都市HP)



案内図(令和3年12月5日14時撮影)
濃い色の部分が吉田山緑地、薄い色が吉田山緑地保全地区として指定されている。

	<p>吉田山緑地入り口付近、案内図 左下（同日撮影） 中央の鳥居から山道に繋がる。</p>
	<p>吉田神社正面から（同日撮影） 鳥居奥に階段があり、山に繋が っている。</p>

9.6.3.3 都市緑地公園

吉田山緑地は都市緑地公園に分類され、京都市には以下表のとおり、15 件ある公園の内
の1つである。

No	種類	公園名	行政区	面積 (㎡)	設置年
1	都市緑地	吉田山緑地	左京	52,573	平成 12 (2000) 年
2	都市緑地	村松緑地	左京	1,538	昭和 52 (1977) 年
3	都市緑地	岩倉緑地	左京	10,289	昭和 59 (1984) 年
4	都市緑地	修学院緑地	左京	219	昭和 31 (1956) 年
5	都市緑地	一乗寺緑地	左京	2,681	昭和 31 (1956) 年
6	都市緑地	新京極六角	中京	1,063	平成 3 (1991) 年
7	都市緑地	大仏殿跡緑地	東山	2,340	平成 13 (2001) 年
8	都市緑地	長刀鉾緑地	下京	90	平成 10 (1998) 年
9	都市緑地	すりばち池緑地	右京	2,985	平成 12 (2000) 年
10	都市緑地	北緑地	西京	29,866	昭和 56 (1981) 年
11	都市緑地	南緑地	西京	23,746	昭和 56 (1981) 年
12	都市緑地	西緑地	西京	16,954	昭和 56 (1981) 年
13	都市緑地	東緑地	西京	43,643	昭和 56 (1981) 年
14	都市緑地	改進黨中央緑地	伏見	4,249	平成 4 (1992) 年
15	都市緑地	日野緑地	伏見	1,301	平成 14 (2002) 年

9.6.3.4 都市緑地公園の定義

都市緑地公園とは、「主として都市の自然的環境の保全改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ヘクタール以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ヘクタール以上とする。」と定義されている。

9.6.3.5 近郊緑地特別保全地区

近郊緑地特別保全地区に指定することで、開発行為に対して厳しい制限がかけられる他、所有者が土地の利用に著しい支障をきたす場合は、市は土地を買い入れるとしている。

吉田山緑地においては、そのほとんどの部分（左京区吉田神楽岡町30番1：112,429㎡）については、神社が現在も所有しているが、一部（左京区吉田神楽岡町17番：1,781㎡、同9番：946.72㎡）については、市が平成4（1992）年に買い入れている。

また、吉田山緑地は公園の指定を受けてはいるものの、所有者である神社に対して借地料は支払われていない。吉田山緑地は船岡山公園と状況が酷似しているにもかかわらず、借地料の負担に関しては、対照的な取り扱いとなっている。

<緑地の保全>

制度の概要

都市内及び都市近郊における緑地を保全していくことは、都市の快適な生活環境の形成と住民の健康で文化的な都市生活に寄与するものであり、緑地空間を保全する制度として、昭和42年に「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」が制定され、また、昭和48年には「都市緑地保全法」（現「都市緑地法」）が制定されました。

京都市では、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づき、都市近郊における樹林地のうちで相当規模の面積を有し無秩序な市街化の恐れのある区域を近郊緑地保全区域として指定し、その中で特に重要な地域を都市計画手続によって近郊緑地特別保全地区として指定しています。

また、「都市緑地法」に基づき都市内のまとまった緑地を都市計画手続によって特別緑地保全地区として指定しています。それぞれの指定面積は、近郊緑地保全区域は昭和44年に約3,333ヘクタール、近郊緑地特別保全地区は平成8年5月に約212ヘクタール、特別緑地保全地区は昭和56年11月及び平成6年2月に約26ヘクタールが指定されています。

規制の概要

(1)近郊緑地保全区域には、京都府において保全区域における整備の大綱である保全区域整備計画が定められており、現状変更行為を行う場合は、あらかじめ市長への届出が必要となりますが、京都市では良好な緑地を保全するため、適切な助言勧告を行っています。また、

近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区では原則として土地の管理行為以外の現状変更行為を禁止しています。

(2) 特別緑地保全地区内の土地で緑地の保全上必要があると認めるものについて、行為の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、土地所有者からその土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合、京都市はその土地を買い入れます。

京都市では、平成 28 年度末現在で特別緑地保全地区の中で約 6.7 ヘクタールの土地を買い入れており（指定前の買入地を含む。）、これらの買入地について適切な維持管理を行うなどにより、緑地の保全に努めています。

(京都市HP)

【意見】 公園借地部分の購入及び山林部分の負担の軽減の検討

公園は基本的に永続的に利用所有することが求められている性格上、公園敷地を借りてしまうと、購入代金以上に借地料を支払うことが予見され、また、貸主側の意向で廃止せざるを得ない場合もあり得るので、自己所有することが望ましい。必要な土地であるなら購入を検討されたい。

また、公園借地部分のうち、特に山林部分については、地権者に対して借地料の低減や維持管理の協力を求めるなど、負担を抑えるよう検討されたい。

9.7 花山稲荷公園 【敷地を賃借している公園】

9.7.1 花山稲荷公園の概要

9.7.1.1 概要

京都市中心部からは東に位置する山科区にある公園である。花山稲荷神社、百々児童館と併設している。土地が個人に所有されており、京都市が毎年借地料を支払っている。他に比較し規模も小さいため借地料は少額であるが、所有者に借地料を支払っている公園は京都市では4公園しかなく、そのうちの1つであるため、監査の対象とした。

同公園の概要は以下のとおりである。

住所	京都市山科区西野山欠ノ上町 63 番 1、65 番 1
面積	964 m ²

9.7.1.2 歴史

年号	沿革
昭和 50 (1975) 年	開園

9.7.1.3 図面及び写真



9.7.2 人口推移

花山稲荷公園が位置する百々学区の人口と世帯数の直近10年間の推移は以下のとおりである。

百々学区推移（各年9月期比較）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
人口	11,601	11,509	11,441	11,396	11,304	11,301	11,211	11,115	11,083	11,099
世帯数	4,685	4,638	4,629	4,668	4,694	4,714	4,710	4,712	4,748	4,830

京都市ホームページより作成

学区は住宅地にあり、人口規模も1万1千人を超えるが、人口の多い山科区においては中位の学区となる。この学区においても人口全体は徐々に減少し、世帯数は徐々に増えていくという少子高齢化の現象がみられる。

9.7.3 支出

直近3年間における花山稲荷公園に関する支出は次のとおりである。

花山稲荷公園に対する支出

(単位：円)

年度	負担行為日	負担行為額	件名
平成30年度	平成30年 4月26日	1,200,000	花山稲荷公園敷地の賃借料について
	平成30年11月 5日	10,875,600	花山稲荷公園他ブランコ更新工事
	計	12,075,600	
令和元年度	平成31年 4月 1日	1,200,000	花山稲荷公園敷地の賃借料について
令和2年度	令和2年4月1日	1,200,000	花山稲荷公園敷地の賃借料について

京都市建設局提供資料より作成

地代が主な支出となっており、毎年120万円が土地所有者に対して支払われている。平成30年度におけるブランコ更新工事に関しては、他の公園のブランコ工事も混在しているため金額が大きくなっているが、特に問題はない。

借地料の算定根拠については、京都市の規定どおり、近傍類似地の評価額を基に算定しており、さらのその額を上限に所有者と価格交渉を行っており、問題はない。

土地所有者は花山稲荷神社の宮司であるので、賃貸契約の更新が破棄される可能性が少ないかもしれないが、仁和公園のように所有者の事情で更新されないケースも考えられるため、京都市で所有することが望ましい。

【意見】公園敷地の購入の検討（花山稲荷公園）

公園は基本的に永続的に利用所有することが求められている性格上、公園敷地を借りてしまうと、累積すると購入代金以上に借地料を支払うことが予見され、また、貸主側の意向で廃止せざるを得ない場合もあり得るので、自己所有することが望ましい。必要な土地であるなら購入を検討されたい。

9.8 借地料算定基準について

借地料の算定については、公有財産事務の手引きにおいて、以下のように記載されている。

借受料については、普通財産の貸付料の算定基準に準じる。ただし、別に基準が定められている場合又は民間相場によることとなる場合はこの限りでない。

また、借受料が高額となる場合は、不動産鑑定により民間相場等を把握し、賃借契約に反映させるよう借受物件の所有者と交渉すること。

公有財産の目的外使用、貸付け等マニュアル（抜粋）

1 土地の使用料等

(1) 固定資産評価単価の算定

$$\frac{\text{近傍類似地}^{\text{注1}} \text{の前年度固定資産評価額}}{\text{近傍類似地}^{\text{注1}} \text{の前年度固定資産評価面積}} \div \text{固定資産評価単価 (1円未満の端数切り上げ)}$$

注1 近傍類似地について

近傍類似地の選定は、次の点に留意して行うこと（原則としていずれの要件も満たしていること。）。

- ア 使用許可又は貸付けを行う当該地と同一路線価沿いに存する課税筆
- イ 接道状況が類似している課税筆（角地の場合は角地を選定する等）
- ウ 使用許可又は貸付けを行う当該地と同一用途地域内に存する課税筆
- エ 用途、規模及び形状が類似している課税筆

(2) 土地の使用料等の算定

$$\text{固定資産評価単価} \times \text{使用面積} \times \text{算定率} \div \text{土地の使用料等 (年額)}^{\text{注2}} \text{ (1円未満の端数切り捨て)}$$

使用区分	算定率
使用許可（1箇月以上の使用）	3.5%
貸付け（1箇月以上の使用）	4.0%
一時使用の使用許可又は貸付け （1箇月に満たない使用）	7.0%

注2 複数年度にわたり継続して使用許可又は貸付けをしている場合、当該年度の使用料等の額が前年度の使用料等の額と比較して増減が5%を超えるときは、原則として調整措置を採ることに留意（詳細はChapter 4-5参照。）。

（建設局提供資料）

また、算定の詳細については、「公有財産の目的外使用、貸付け等マニュアル」（上記）において、次のように定められている。

土地の使用料等の算定のもととなる固定資産評価単価は、近傍類似地の前年度固定資産評価額をもとに計算することになっている。

近傍類似地の選定には、注1で、アからエのいずれの要件も満たすこととなっている。

- ア 使用許可または貸し付けを行う当該地と同一路線価沿いに存する課税筆
- イ 接道条件が類似している課税筆（角地の場合は角地を選定する等）
- ウ 使用許可または貸し付けを行う当該地と同一用途地域内に存する課税筆
- エ 用途、規模及び形状が類似している課税筆

賃借土地によっては、アからエの全ての要件を満たす近傍類似地が見つからない場合も想定される。そのような場合においては、前年度固定資産評価額に一定の補正を行う等により合理的な方法で算定することが望まれる。

10. 公園の昨今の現状と課題

10.1 公園当たり面積の減少

京都市の公園面積及び公園数は増加の一途を辿っている。近年の大型の公園開設は、平成12(2000)年の西京区における大原野森林公園が挙げられる。同公園は単独で1,339,783㎡と広大であり、同公園が開設された結果、同年における「1人当たり公園面積」や「1公園当たり平均面積」が増加している。この影響を除外して各種指標を算定すると以下のとおりとなる。

以下表記載のとおり、「1公園当たり平均面積」の実態は減少傾向にあると思われ、小規模の公園が増加していることを示している。京都市の行政区によって事情は異なるが、今後開発の余地がなくなりつつある可能性があると言えよう。

年度	市民数 (人)	公園 総数	総公園面積 (㎡)	1人当たり 公園面積(㎡)	1公園当たり 平均面積(㎡)
昭和40年度(1965年)	1,368,400	187	2,267,357	1.65	12,124
昭和60年度(1985年)	1,479,873	592	4,359,519	2.94	7,364
平成17年度(2005年)	1,474,811	<u>807</u>	<u>5,420,176</u>	<u>3.67</u>	<u>6,716</u>
平成27年度(2015年)	1,475,183	<u>914</u>	<u>5,781,298</u>	<u>3.91</u>	<u>6,284</u>

※アンダーラインの項目が前述の表から「西京区 大原野森林公園」の影響を除外した数値である

10.2 市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準

「都市公園法施行令 第1条の2」によると、以下2つの標準が記されており、京都市も中長期的な目標としては以下2つを基準としている。

- (1) 一の市町村の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10㎡
- (2) 当該市町村の市街地の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は5㎡

仮に上記(1)の基準を実現させたとした場合、京都市は概ね以下のような面積分布となる。

年度	市民数	公園総数	総公園面積 (㎡)	1人当たり 公園面積(㎡)
平成27年度(2015年)	1,475,183	915	7,121,081	4.82
目標値	1,475,183※	915※	14,751,830	10.00

※「市民数」「公園総数」は平成27(2015)年度と同様と仮定している。

上記のとおり、現状の約2倍の面積を目標とせねばならず、今後人口減少局面となることを考慮しても現実的には極めて困難な目標と言わざるを得ない。

10.3 増加の一途を辿る公園数について

都市公園法第16条によると「公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。」と規定されている。具体的には以下3点のいずれかの該当する場合は都市公園の廃止のケースとされている。

第1号：都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合

第2号：廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合

第3号：公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

今後人口減少局面が確実に到来するため、従来の『公園数』も『公園面積』も「右肩上がり」という局面も転換点を迎えていると考えるべきである。

少なくとも極めて小規模の公園の統廃合を図り、管理コストの削減と京都市所有の土地の有効利用を実現すべきといえる。

10.4 公園数の増加に伴う課題

前述のとおり、公園数は増加の一途をたどっている。他方、公園を維持・管理する京都市の職員数等は公園数の増加に比例して増加してはおらず、管理能力が不足していることが予想される。

前述のとおり、京都市は約900存在する市営公園のうち、約680の公園を地域住民から構成されるボランティア団体の「公園愛護協会」が清掃活動等を行っている。「京都市公園愛護協会要綱」によれば、「1公園1協会」であるため、約680もの協会が存在し、全ての協会が同要綱第12条の定めにより、毎年度「公園愛護作業実績報告書」を市長に提出することとなっている。同会に対する報償金は対象公園の面積により多寡はあるものの、20,000円～70,000円/年という水準である。

また、地域住民による清掃（月1回以上）、除草（年1回以上）等の活動では限界があるうえに、京都市による各公園の状況確認も目が届かなくなる恐れがある。以下は監査人が無作為に訪問した際の某公園の状況である。ベンチにまで雑草が生い茂っており、実質ベンチの使用が困難な状況と言えよう。



(京都市内の公園：監査人が現地にて撮影)

上記の公園はあくまでも一時点の状況に過ぎず、同公園の協力会の除草作業の怠慢を責めることが趣旨ではない。「増加する一方の公園数」に対し、「地域住民の高齢化」や「京都市による管理能力の限界」等の要因が重なった事象と言える。

昭和から平成にかけての増加ペースと同じペースで公園数が増加していった場合、加速化する高齢化の状況においては小規模公園の維持管理の品質が更に低下することが容易に予想される。約 680 も存在する協力会への京都市からの管理・指導や、協力会が関与していない約 320 の公園の継続的な管理・確認も容易ではない。協力会からの連絡手段においては例えばみつけ隊アプリを活用して毎月写真を数点送付してもらい、等の工夫を行うことで協力会も京都市も双方が手間をかけずに各公園の状況把握が可能となるため、様々な創意工夫を求めたい。

また、「公園数の増加は維持管理コストの増加」とあわせて、「長期に亘り未整備の状況が改善されないと、公衆衛生や治安の維持にも悪影響を及ぼす」という認識をもち、小規模公園の統廃合も視野に検討を進めることが必要である。

例えば小規模公園が密集している地域においては、住民の要望・利用状況や、都市公園法の趣旨を踏まえたうえで、近隣の中・大規模公園の利用を促すとともに小規模公園の別用途への転用や売却を検討すべきである。

10.5 公園の魅力向上

「住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供するとともに、あわせて都市環境の整備及び改善、災害等の避難等に資するために設けられる公共用地」(京都市HPより) という公園の目的に資するためにも、公園をより多くの市民に利用してもらうような魅力向上策を講じる必要がある。京都市は具体的に以下のような取組に着手している。

(1) 公民連携 公園利活用トライアル事業

「京都市は本事業を通じて、利活用アイデアの具現化に向けた民間企業等との対話や、来園者に対するアンケート、モニタリング調査等を行い、公園の理想像を追求していきます。」(京都市HPより) 写真は竹間公園における飲食ブースの開設の状況である。



(竹間公園の飲食ブース：監査人が現地で撮影)

一定期間開設をし、利用者・来場者に対してアンケートを実施し、市民の意見をヒアリングしている。

前述のとおり、市営公園の多くが昭和の時代に設置されておりいずれも設備の老朽化・入替の時期が到来している。遊具の安全点検はしているが、長年使用された形跡のない遊具も見受けられた。ニーズがないにもかかわらず管理費用やリスクのともなう遊具を撤廃するなど、公園ごとの見直しが必要と思われる。

昭和の時代とは異なり、少子高齢化、遊びの多様化、共働き家庭の増加等に挙げられるように公園を利用する市民の背景も昭和の時代からは変化しており、今の時代の市民が公園に求める設備や利用方法は過去とは異なってきている。

その社会変化に伴うニーズに対応するためにも、このような市民の意見を吸い上げる取組を根気強く継続し、設備の修繕・入替の際に反映させることで公園の魅力が増し、より多くの市民が公園を利用することとなろう。

今後も、人口減少傾向は続き、令和 27 年度には約 130 万人程度まで人口が減少することが予測される。今まで公園数も公園面積も拡大の一途をたどってきたが、維持・管理に関する従来の方針を見直し新たな維持・管理方法を模索すべきである。

具体的には以下が挙げられる。

① 小規模公園の維持管理を市民と協働

公園数の増加に対し、維持管理を担当する建設局の人員は比例して増加していないため、管理に限界が見られる。今後は市民との協働を一層進めるべきと考える。

② みつけ隊アプリ等の IT のより一層の導入

修繕・維持管理の情報を従来は定期的なパトロールで収集していたが、今後は市民からの自発的な情報発信の比重を増していく。特にアプリからの通報であれば建設局のデータベース化も容易であろう。

【意見】 公園新設時における有効性の検討

公園を新設する場合は、公園設置前の時点で、設置後の利用状況等を想定し、公共施設として有効に利用されるかどうかを検討したうえで設置をされたい。

【意見】 公園の有効活用

公園の利用状況について、必要に応じて調査を行い、公園が有効に利用されているか検討し、利用されていない場合は、公園のかたちにとらわれることなく、統合や廃止も含めた広い視野をもって、利用状況の促進をはかられたい。

【意見】 小規模公園における市民とのより一層の協働

小規模公園の維持管理に関しては、現状を鑑み、協力会との更なる連携、みっけ隊アプリ等の活用等、市民からの自発的な情報も得られるよう、市民との協働を一層進められたい。

【意見】 小規模公園の統廃合

小規模公園が密集している地域においては、住民の要望・利用状況や都市公園法の趣旨を踏まえたうえで、近隣の中・大規模公園の利用を促すとともに小規模公園の別用途への転用や売却を検討されたい。

第8 みっけ隊アプリ

1. 公共土木施設管理の体制とみっけ隊アプリの開発

京都市が維持管理する、約3,600Kmの道路や340の河川、906の公園等（平成28(2016)年4月時点）の公共土木施設は、市民生活の基盤や地域住民の交流の拠点等として、重要な役割を果たしている。

これら膨大な施設の維持管理については、市内の8土木事務所及び2みどり管理事務所の職員によるパトロールや、電話等による市民からの通報をもとに維持補修を行っているが、下表のように、職員の体制には限界があり、高度成長期以降に一気に拡充した公共土木施設の老朽化の進行を考えると、補修が必要な箇所が増加していくことから、新たな維持管理のあり方を検討する必要がある。

土木事務所の職員数（令和2年度）

所属名	課長		計	課長補佐		計	係長					計
	土木	造園		土木	業務 技士		事務	土木	造園	業務 技士	運転 手	
北部土木事務所	2		2			0	3		1			4
左京土木事務所	2		2			0	3		1			4
東部土木事務所	2		2			0	3			1		4
南部土木事務所	2		2			0	2	1	1			4
西部土木事務所	1	1	2		1	1	4					4
京北・左京山間部土木事務所	2		2	1		1	1	1		1		3
西京土木事務所	2		2			0	3			1		4
伏見土木事務所	2		2	2		2	1			1		2
合計			16			4						29

所属名	係員						計	総計 (再任用 除く)	再任用			計	総計
	事務	土木	造園	土木 保全	業務 技士	運転 手			事務	土木	業務 技士		
北部土木事務所	2	8	1	2	4	1	18	24				0	24
左京土木事務所	2	8	1	1	8		20	26				0	26
東部土木事務所	1	8	1		4	1	15	21	1		1	2	23
南部土木事務所	2	7	1		3	3	16	22		1		1	23
西部土木事務所	2	11		2	4	2	21	28		1		1	29
京北・左京山間部土木事務所	1	5			5		11	17				0	17
西京土木事務所	1	8	1		5	1	16	22	1	1		2	24
伏見土木事務所	2	12	1	2	5	1	23	29				0	29
合計							140	189				6	195

（建設局提供資料）

直近3年間の土木事務所ごとの市民要望(要望種別ごと)

令和2年度

対応分類		北部	左京	東部	南部	西部	京北	西京	伏見	計
舗装	車道, 歩道	415	391	395	473	512	55	167	357	2,765
道路排水施設	側溝, L型ブロック等	315	321	297	439	423	28	129	405	2,357
交通安全施設	照明灯, カーブミラー等	228	262	355	205	451	47	185	530	2,263
道路構造物	境界ブロック, Co構造物等	39	52	25	55	84	16	23	51	345
街路樹・樹木・緑地		51	59	63	25	122	38	65	100	523
河川・水路		17	40	26	5	18	26	25	25	182
清掃・除草・浚渫		96	190	163	108	273	60	185	298	1,373
その他	不法投棄, 放置自動車等	397	417	663	533	556	107	378	746	3,797
計		1,558	1,732	1,987	1,843	2,439	377	1,157	2,512	13,605

令和元年度

対応分類		北部	左京	東部	南部	西部	京北	西京	伏見	8土木事務所
舗装	車道, 歩道	321	402	330	486	459	49	211	331	2,589
道路排水施設	側溝, L型ブロック等	330	267	272	354	430	20	160	331	2,164
交通安全施設	照明灯, カーブミラー等	280	253	406	342	422	55	247	539	2,544
道路構造物	境界ブロック, Co構造物等	27	44	55	66	61	8	27	43	331
街路樹・樹木・緑地		41	75	63	27	113	21	76	79	495
河川・水路		14	30	18	7	19	23	25	21	157
清掃・除草・浚渫		49	160	144	117	250	58	144	197	1,119
その他	不法投棄, 放置自動車等	434	417	640	647	585	93	359	764	3,939
計		1,496	1,648	1,928	2,046	2,339	327	1,249	2,305	13,338

平成30年度

対応分類		北部	左京	東部	南部	西部	京北	西京	伏見	8土木事務所
舗装	車道, 歩道	305	468	439	461	621	66	223	397	2,980
道路排水施設	側溝, L型ブロック等	293	283	273	346	434	25	195	337	2,186
交通安全施設	照明灯, カーブミラー等	255	299	472	327	517	68	311	541	2,790
道路構造物	境界ブロック, Co構造物等	49	30	53	66	66	2	39	55	360
街路樹・樹木・緑地		53	93	187	51	206	27	230	175	1,022
河川・水路		23	28	38	5	29	21	37	31	212
清掃・除草・浚渫		61	132	159	86	465	60	189	268	1,420
その他	不法投棄, 放置自動車等	495	475	854	840	655	87	600	961	4,967
計		1,534	1,808	2,475	2,182	2,993	356	1,824	2,765	15,937

直近3年間の道路パトロール時に対応した補修(種別ごと)

令和2年度

対応分類		北部	左京	東部	南部	西部	京北	西京	伏見	計
舗装	車道、歩道	681	135	173	341	358	585	262	480	3,015
道路排水施設	側溝、L型ブロック等	26	14	26	70	59	47	65	80	387
交通安全施設	照明灯、カーブミラー等	53	10	27	66	71	69	77	265	638
道路構造物	境界ブロック、Co構造物等	15	7	4	8	24	7	18	18	101
街路樹・樹木・緑地		20	5	8	7	17	91	77	22	247
河川・水路		2	2	0	0	0	2	4	1	11
清掃・除草・浚渫		22	7	16	5	36	98	65	86	335
その他	不法投棄、放置自動車等	226	50	180	126	84	124	406	316	1,512
計		1,045	230	434	623	649	1,023	974	1,268	6,246

令和元年度

対応分類		北部	左京	東部	南部	西部	京北	西京	伏見	8土木事務所
舗装	車道、歩道	813	170	240	370	253	489	336	243	2,914
道路排水施設	側溝、L型ブロック等	39	25	15	98	23	27	157	53	437
交通安全施設	照明灯、カーブミラー等	36	19	48	74	69	65	268	91	670
道路構造物	境界ブロック、Co構造物等	11	8	4	24	12	5	58	9	131
街路樹・樹木・緑地		18	23	15	5	16	65	65	6	213
河川・水路		1	0	1	0	0	0	3	2	7
清掃・除草・浚渫		11	18	13	23	30	47	79	10	231
その他	不法投棄、放置自動車等	246	51	127	233	175	71	403	191	1,497
計		1,175	314	463	827	578	769	1,369	605	6,100

平成30年度

対応分類		北部	左京	東部	南部	西部	京北	西京	伏見	8土木事務所
舗装	車道、歩道	1,143	137	213	353	233	523	415	363	3,380
道路排水施設	側溝、L型ブロック等	39	21	13	68	22	11	197	52	423
交通安全施設	照明灯、カーブミラー等	67	14	50	75	38	62	261	75	642
道路構造物	境界ブロック、Co構造物等	11	7	3	28	8	5	58	18	138
街路樹・樹木・緑地		12	7	23	3	31	74	65	33	248
河川・水路		1	0	2	0	0	2	6	4	15
清掃・除草・浚渫		26	6	5	9	23	37	46	6	158
その他	不法投棄、放置自動車等	299	77	142	220	148	79	314	203	1,482
計		1,598	269	451	756	503	793	1,362	754	6,486

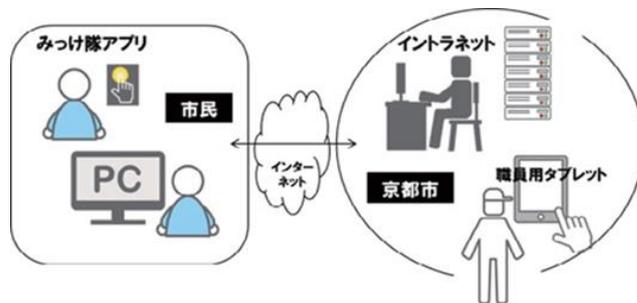
建設局提供資料

そのような中、京都市の強みである市民力・地域力を最大限に活かし、「自分たちのまちは自分たちで守る」との高い意識を持つ市民に対して市民参加を呼びかけ、市民と行政がともに取り組む市民協働型の維持管理の実現を目指すため、道路等の施設の損傷をスマートフォンから写真や位置情報付きで投稿できる、「みつけ隊（美しい京のまちを守る応援隊）アプリケーション」（以降、「みつけ隊アプリ」と言う。）の開発に取り組み、平成28（2016）年より運用を行っている。

2. システムの概要について

「みつけ隊アプリ」からの投稿は、京都市が管理する道路、河川、公園における公共土木施設の損傷を対象としており、投稿された情報は管轄の事務所に直接送信される。投稿を受けた管轄の事務所では、投稿内容の緊急度、重要度から優先順位を付け順次補修を行っており、送付された写真で現場状況が一定判断できることから、効率的で迅速な対応が図れている。

システム概要図



投稿現場の調査や対応等の進捗状況については、職員用のイントラネット PC や、アプリ導入に合わせて 配備した現場職員用のタブレットを用いて、調査内容や対応方針等のコメントを入力し投稿者へ返信するとともに、返信コメントも含めて広く一般に公開し「見える化」を進めている。この「見える化」により、リアルタイムに情報共有が進むだけでなく、緊急度や重要度を踏まえた京都市の補修に対する優先順位の考え方も共有できるようになり、維持管理に係る市民の理解が深まることが期待される。

3. アプリの主な機能について

① 損傷箇所の投稿機能

ガイドにもとづき損傷箇所の種別（道路・河川・公園）や位置情報を入力することで、自動的に管轄の事務所に送信されるため、簡単な操作で投稿できる。また、定型文での返信コメントだけでなく、市民に分かりやすく伝えるための返信コメントが工夫され、それに対する市民からの感謝のコメントも受信でき、アプリを通した市民とのつながりが得られる。

なお、平成 28(2016)年 9 月末時点で約 740 件の投稿があり、約 9 割の対応が完了しているが、予算を確保し大規模に補修をする必要があるものや、占用企業者の本復旧待ちのもの等が調査済み案件として残っている状況である。



② 市民活動の投稿機能

本機能は、市民が行う除草や清掃活動等の自主的な活動を投稿するためのものであり、これら活動が広く共有されることで、清掃や除草活動等の市民の自主的な活動の輪が広がることを求められる。なお、平成 28(2016)年 9 月末時点で 17 件の投稿があり、七条大橋や公園の清掃活動の様子が写真付きで投稿されている。

③ ミッション機能

本機能は、ワークショップで市民から意見のあった、楽しみながら維持管理に参加することができるよう、公共土木施設に係る特定の損傷状況や問題を「ミッション」と題して発信し、市民に探し投稿してもらうよう呼びかけるものである。

市は、この取組を、行政の維持管理における課題を市民と共有するきっかけとし、市民にまちの安全・安心に係る視点を持ってもらうことを期待している。

現時点ではミッションの発信を行っていないが今後は適宜配信する予定であるとしている。

4. ダウンロード数等について

「みっけ隊アプリ」の発足時は、各事務所から自治会等への説明を行っており、加えて、新聞やテレビ等の各種媒体で取り上げられたこともあり、平成 28(2016)年 9 月末時点でのダウンロード数は 4,051 件に上った。

5. みっけ隊アプリの活用状況

近年のみっけ隊アプリの活用状況は以下の通りである。

直近5年間のみっけ隊アプリの登録者数（発生数）、投稿件数、対応状況
(単位：件)

年度	登録者数	投稿数	解決件数
平成28年度	2,171	1,382	1,191
平成29年度	648	1,084	1,164
平成30年度	485	1,058	972
令和元年度	395	1,153	1,106
令和2年度	340	1,393	1,403
計	4,039	6,070	5,836

直近5年間の登録者数は、上表のとおりである。新規登録者数の増加の伸びは鈍っている。

令和2(2020)年度末の、登録者数は4,039人であり、全人口の1,459,722人(令和3(2021)年3月1日)の0.27%と低く、現在のところ、市民協働型の維持管理の実現という初期の目的は果たせていない。

また、市がダウンロード後の利用者登録情報に係る属性調査を行ったところ、性別では男性が約7割、年代別では40代、50代で約5割を占めている状況である。

「今後は、スマホ世代の20代、30代や女性の利用者増加に向けた取組を進めるとともに、自主活動に係る投稿増加を目指し、既に清掃活動等を行っている団体や企業への働きかけを行っていく。」としている。

「第7 公園」でも述べたとおり「みっけ隊アプリ」は、これまで市が中心に行ってきた公共土木施設の維持管理という分野に市民参加を広げていくためのツールであり、本ツールを最大限活用することで、市民と協働でまちを守る機運を高めることが可能となる。

【意見】みっけ隊アプリの利用促進

市民協働の公共施設の維持を目的とし開発されたアプリであり、活用することで道路・橋りょう、河川、公園・緑地の効果的な管理が見込まれる。より多くの市民に周知するための広報活動を工夫されるとともに、ミッションの発信などアプリの機能の利活用の促進を図りたい。

第9 物品の取得と管理

1. 物品の取得と管理

京都市物品会計規則第25条（物品台帳）によると、第1項には「分任物品出納員は備品台帳を備え、課等における備品の現況を記録しなければならない。ただし、一定のものについては省略することができる。」と規定されている。

また、第3項には次のように定められている。

分任物品出納員は、消耗品台帳を備え、課等における消耗品の増減及び現在高を記録しなければならない。

- (1) 郵便切手、はがき、印紙その他これらに類するもの
- (2) 当該課等において、課長などが記録する必要があると認めるもの

1.1 土木事務所の物品の取得と管理

1.1.1 物品の取得と管理・チケット類の管理

左京・北・京北土木事務所へ赴き、物品の取得と管理について、実地確認したところ、各土木事務所の倉庫には、土木工事用備品や道路補修用資材が保管されているが、備品台帳や消耗品台帳は設けていないとのことであった。

備品や資材の棚卸方法は、残数について目視のみで確認を行い、必要な備品や消耗品を発注する場合は、土木事務所長の許可により随時行っているとのことであった。

また、チケット類の管理状況を確認するため、左京・北・南部土木事務所の、「タクシーチケット管理簿」と「市内出張用トラフィカ京カード使用簿」を閲覧した。

1.1.3 同一日、同一請求書

令和2(2020)年度支出負担行為を確認したところ、左京土木事務所で、3月31日に「土木費・道路橋りょう費」として同一額・同一相手先への4件の支払いがあったため、納品書と請求書を確認したところ、ラバーポール（道路建設用資材）全く同じ赤色4本緑色5本合計9本の組み合わせとなっていた。

他にもほぼ同時期に合計162本のラバーポール（請求書は15枚）が納品されていた。

実地監査で確認した倉庫の広さからすると不自然であり、普段は目視で減少分を発注していることからしても不自然な取引と見受けられた。

負担行為日	負担行為額	支出命令額	債権者名称	件名
令和3年3月31日	99,099	99,099		車線分離標(ラバーポール)固定式(貼付式)の購入について
令和3年3月31日	99,099	99,099		車線分離標(ラバーポール)固定式(貼付式)の購入について
令和3年3月31日	99,099	99,099		車線分離標(ラバーポール)固定式(貼付式)の購入について
令和3年3月31日	99,099	99,099		車線分離標(ラバーポール)固定式(貼付式)の購入について

建設局提供資料より作成（非公開情報はマスキングしている）

【意見】 資材等の在庫の適切な管理と置き場の施錠の徹底

土木・道路工事用の資材については、経済性、効率性とセキュリティ確保の観点から、定期的に在庫数の把握をし、置き場の施錠等を徹底することが望まれる。

1.2 みどり管理事務所の物品の取得と管理

1.2.1 物品の取得と管理

各みどり管理事務所の管理状況につき、建設局へ確認したところ以下の回答を得た。

①物品・備品の棚卸について

備品の棚卸については、財務会計システム上の備品一覧に登録している。

資材類については、砂類等の個数把握が難しいものも多く、定期的な棚卸は行っていない。

②物品の発注

在庫が無くなったとき、又は、現物を確認し残数が一定以下になれば発注している。

③物品の発注の集約について

みどり管理事務所ごとに発注している。また、砂類については両事務所一括で単価契約をしている。

④倉庫の施錠状況

開所時間帯のみ開錠しているが、一部は開所時間中も施錠し、使用時に開錠している。

⑤予算管理（予算と実績の乖離のチェック）

財務会計システムにより、各事務所で把握することができる。

⑥出納（現金）管理状況（出納担当者の数、相互チェック体制の有無、セキュリティ状況）

現金の金庫はダイヤル施錠式で、出納担当者2名及び事務所長の合計3名のみが開錠番号を把握している。

また、収入に係る現金の取扱いはない。（公園使用許可に伴う使用料等はすべて納付書を渡し金融機関から払い込まれる）

支出に関しては、印紙類の購入等、一部現金の取扱いはあるが、原則当日中に執行し、精算処理を行う。例外的に翌日以降に持ち越す場合は、鍵付きのダイヤル施錠式金庫に保管したうえで、鍵は出納担当者2名及び事務係長が管理している。

1.2.2 チケット類の管理

南部みどり管理事務所の、チケット類の管理状況を確認するため、「タクシーチケット管理簿」と「市内出張用トラフィカ京カード使用簿」を閲覧した。

【意見】 資材等の在庫の適正な管理

資材類については、経済性、効率性とセキュリティ確保のため、定期的に在庫数の把握をし、適正に管理されたい。

第10 総括 いのちを守る強靱な都市基盤づくりのために ー持続的に市民の暮らしを支える公共施設管理体制の構築へー

1. 公共事業のあり方

1.1 公共事業とは

社会資本の中で、公共機関が公的資金を出して整備しているものを公共投資といい、公共事業とは、この公共投資を具現化する取組そのものをいうとされている。

なお、地方公共団体における社会資本とは、住民が生活を営み、企業が経済活動を行うのに必要な基盤となる施設であり、一般的には、①道路・鉄道等の交通基盤施設 ②上下水道・都市公園・教育・文化・福祉厚生施設等の生活基盤施設 ③河川・砂防等の国土保全防災施設 ④農林漁業基盤施設等の生産基盤施設などと解されている。

1.2 公共事業のあり方

公共事業のあり方をめぐっては、1990年代以降その見直しに向け様々な論議がなされている。その背景には、

- ・地価上昇に頼ってきた経済システムの終焉
- ・人口が減少する中での投資効果の減少
- ・事業の長期化等による高コスト構造
- ・事業目的の多様化（社会資本整備から雇用対策・少子高齢化・デジタル化・脱炭素化等）
- ・社会保障費の財源不足と財政の赤字化が一層進行し、財源確保の困難化

など公共事業がおかれる様々な社会経済環境がある。

一方で、バリアフリー化、耐震化、災害時の緊急輸送道路の整備など、住民の安全・安心の確保や環境対策の観点から、限られた財源を工面してでも効果的かつ効率的に公共事業を推し進めるべき事業もある。

市では、現在、コロナ禍を受けた深刻な財政状況にあって、感染対策と経済復興を併せた取組が進められている。特に令和3年度からの3年間は、集中改革期間として効果的かつ大胆に改革を行うとされ、建設局においても、同様に投資事業の選択と集中の観点から今後大掛かりな事業の見直しが図られる見込みである。

2. むすびにかえて

本監査においては、「持続的に市民の暮らしとまちを支える公共土木施設管理体制」を実現するために、特に重要と考えられる要素について検証を行ってきた。

主な項目に沿って、本監査の総評を述べる。

2.1 道路・橋りょう

気候変動に伴う自然災害が増加する一方、公共投資のための財源が限られている状況において、住民の安心安全を最優先とし、そのニーズにこたえるため、効率的で質の高い公共事業の実現と住民に対する説明責任を果たすことがますます重要となってきた。

公共事業の実施において事業評価の重要性を認識し、公共事業評価のさらなる改善を図り、事業の厳選・重点化に努める必要がある。

評価においては、昨今 GPS データや AI 画像認識システムなど現存する方法のほか、ICT 技術の進歩により、効果的かつ経済的なツールの利用が可能となってきた。それにより、真に必要な公共事業のより効率的な実施と透明性の一層の向上に資するものとする。

市では①日常における安心・安全の確保、②防災・減災対策の推進、③公共交通優先のまちづくり、④他の関連事業やまちづくりとの連携、⑤道路ネットワークの充実、これら5つの視点から財政状況も踏まえた上で総合的に検討し、整備路線を選定している。

そのような中、整備事業によっては、総事業費やその主要部分を構成する本工事費が当初予算を上回っているということは、その判断にあたり、必要な情報が不足していたり既存事業の評価が活用されていなかったりする可能性が否定できない。

また、市では基本的に、公共事業の実施過程の透明性の一層の向上や市民への説明責任、予算等の効率的な執行を図ることを目的として、10億円以上の事業の各段階（事前、事中、事後）において評価を実施していることは評価されるが、その評価の対象について、現在の規定にかかわらず、市独自の基準を設けることにより範囲を拡大し、そこから得られた情報を今後の事業実施の意思決定に役立てることが重要である。

2.2 河川

2.2.1 気候変動による災害の頻発化・激甚化

時間雨量 50mm を上回る大雨の回数がこの 30 年間余で約 1.4 倍に増加している。地球温暖化により、気温上昇が止まらず、最大のシナリオでは、今世紀末の洪水発生確率は 1951 年～2011 年の平均と比較し、約 4 倍と予測される。

高度成長期以降に整備された 50 年以上経過する公共土木施設の割合が加速度的に高くなってきて河川もその例外ではない。

その中で、公共施設のメンテナンスを担う市町村における土木部門の職員数はさらに速いペースで減少しており、その体制が十分ではないという現状がある。

これらの状況をソフト面でカバーするため、市町村では、研修の機会や範囲の拡大、施設管理者間にて課題や取組を把握・共有するしくみ、新技術の開発・導入などが重要といえる。

京都市において、特に南部地域の淀川水系の河川については、農業用水が求められていた時代から宅地化が進む住環境の変化に応じて土地の保水力が急激に低下しているため、今後想定される激甚災害に向けて、より踏み込んだ対応が求められているところ、市は、優先

度を明確にして改修工事に着工し、工事は概ね計画どおり進められており、費用も適切に管理されているのを確認できた。維持補修工事についても、概ね適切に進められていた。

排水機場については、集中管理システムの導入により安全性が高められているものの、自然環境の変化に応じて、ポンプの負荷に変動が生じていると考えられることから、負荷率を測定して加減を検討する必要がある。また、緊急時の人的対応について、委託先と協力してあらゆる場面を想定した危機管理体制をとる必要がある。

2.2.2 データの活用

市では、点検に基づく河川カルテの作成が進められているところ、検査結果に応じた対応がされたのかが把握できるよう、情報のデータベース化をはかり、データの活用を進めていただきたい。排水機場の運転日報についても、同様に情報のデータベース化を進めて一元管理されたい。

排水機場については、自然環境の変化に伴い、施設の新設や増設または廃止もありうることから、国の方針を待って検討を開始するのではなく、ポンプ容量が適正であるかについて、流量計による負荷の測定などのモニタリングやデータ変動を把握する体制を設けていただきたい。

2.2.3 新技術の導入

土木事務所の職員数の減少を補うため、河川監視カメラ・水位計などから得られるデータとAI（人工知能）技術を用いた河川管理システムの導入や民間との共同開発を進められたい。

併せて、ドローンを緊急時の迅速な被害状況の把握や通常の点検に利用するため職員の研修を実施のうえ、現場で積極的に活用していただくなど、新技術の導入に積極的に取り組まされたい。

2.3 公園

都市公園は、都市に必要不可欠な環境基盤として、植物や野鳥などが生息し、住民の憩いやレクリエーションの場、災害発生時の避難所などとして、まちづくりに大きな役割を果たしている。

近年の都市を取り巻く社会状況は大きく変化しており、都市公園においては、少子高齢化や都市構造の変化に伴う利用形態の変容や多様化、施設の老朽化、維持管理費の増大等の課題が生じている。このような状況において、人口減少・少子高齢化社会において多様化するニーズにどう応えるべきか、既存ストックの有効活用や統合、市民協働の推進策等について検討を深める必要がある。

市では、多様なニーズに応える公共空間として、更なる魅力の向上を図るため、令和3年度より都市公園等の指定管理者募集等に向けたサウンディング型市場調査を開始した。

また、同年度より、公募設置管理制度（Park-PFI）の手法を用いて民間資金で公園を運用し、市の財政負担を軽減しつつ公園の質や利便性を向上させる取組を始めた。今後これらが十分な効果をもたらすかを見極められたい。

2.3.1 公園の委託管理

大規模な公園3か所を、指定管理者制度により運営している。指定管理者制度導入の大きなメリットとして、経費の削減及び利用者の利便性の向上が挙げられるが、これらが達成できているのかの検証が重要と考える。

指定管理者へ委託した事業に対して、効果の測定・評価を行い、時代にマッチした内容になっているか事業の見直しを図るべきである。

また、効果的な運営委託のため、現在実施している市民の公園へのニーズ分析をさらに進められたい。

2.3.2 公園用地の賃借

地域住民の便益に資するため、一定の事由で、用地を賃借している公園については、費用に伴う効果があるかその利用状況を調べる必要がある。

公園借地部分のうち、特に山林部分については、地権者に対して借地料の低減や維持管理の協力を求めるなど、本市の負担を抑えるよう検討されたい。

公園は基本的に永続的に利用所有することが求められている性格上、公園敷地を借りてしまうと、永続的に借地料の支払いが起るため、購入代金以上に借地料を支払うことが予見される。また、貸主側の意向で廃止せざるを得ない場合もあり得るので、自己所有することが望ましい。公園の活性化を前提とし、費用対効果の高い土地であるなら購入を検討されたい。

2.3.3 小規模公園の管理

京都市における総公園数は（国営＋府営＋市営）は昭和40年（1965年）には187件であったところ、平成27年（2015年）には、915件と大幅な増加傾向にある。

他方、公園を維持・管理するみどり管理事務所の職員数等は公園数の増加に比例して増加してはならず、管理体制が十分ではない。

市は約900存在する市営公園のうち、約680の公園を地域住民から構成される「公園愛護協力会」がボランティアで公園の清掃や除草等の維持管理をしている。地域住民による清掃（月1回以上）、除草（年1回以上）等の活動では限界があるうえに、京都市による各公園の状況確認も目が届かなくなる恐れがある。

「増加する一方の公園数」に対し、「地域住民の高齢化」や「京都市による管理能力の限界」等の要因が重なった事象と言える。昭和から平成にかけての増加ペースと同じペースで

公園数が増加していった場合、加速化する高齢化の状況においては小規模公園の維持管理の品質が更に低下することが容易に予想される。

今後、協力会からの連絡手段においては例えば「みっけ隊アプリ」を活用して毎月写真の送付を受ける等行うことで双方が手間をかけずに各公園の状況把握が可能となるため、様々な創意工夫を求めたい。

また、小規模公園の統廃合を行うことも合理化の選択肢であると考え、小規模公園の統廃合と合わせ、公園の集約・再編等を推進するため、住民等との合意形成等に向けたきめ細やかな対応を図りたい。

公園をより多くの市民に利用してもらうような魅力向上策を講じる必要がある。京都市は公民連携公園利活用トライアル事業を通じて、利活用アイデアの具現化に向けた民間企業等との対話や、来園者に対するアンケート、モニタリング調査等を行い、公園の理想像を追求している。

市民が公園に求める設備や利用方法は年々変化している。その社会変化に対応するためにも、市民のニーズを吸い上げる取組を根気強く継続し、設備の修繕・入替の際に反映させることで公園の魅力が増し、より多くの市民が公園を利用することとなる。

2.4 社会資本の維持管理・更新と、事業着手・継続基準の策定

今後の公共事業を展望するに当たっては、特に新規事業を進めるうえで高いハードルがあると考え、これまで大量に整備され、蓄積されてきた社会資本の老朽化が進行しその維持管理・更新費用が、大幅に増大しているためである。

今後の公共事業においては、新規事業と維持管理事業の優先度の判断が重要になる。それとともに、今後、予防的修繕により延命化するなどライフサイクルコストが最小となる計画的補修の推進も必要となろう。あわせて施設の更新時期の平準化を図る必要性も増す。

このような取組を行った場合でも、将来的には、人口減少等による市民ニーズの変化や財源不足などにより、維持・更新が困難となる施設が増加する可能性は否めない。これらの課題を解消するため、新規事業・既存事業において、事業着手・継続基準の策定も検討すべきである。

事業の着手・継続を判断するに当たっては、十分な事業評価を行い、住民の意見を聞いたうえで行うべきであるが、実効性のある手段の一つとして、今後、その基準作りの検討が必要と思われる。

事業を持続可能なものとするためには、公共的な使命を果たすことに併せて、経済的な効率性も追求し、長期的視点を持って計画し、実行し、検証し、見直すことが必須である。

「持続的にいのちを守る強靱な都市基盤」を維持するための最適な選択肢は何であるかという視点をもつことが重要であると考え、

2.5 「いのちを守る強靱な都市基盤」づくりのために

以上のように、「持続的に市民の暮らしを支える公共施設管理システム」を実現し、「市民の暮らし」を永続的に守る使命を果たすためには、各章で抽出された課題の検討と対策が急がれる。

想定外の財政難を克服するため、集中改革期間として効果的かつ大胆に改革を行うとされるなかで、建設局においては、「いのちを守る強靱な都市基盤」をつくり、維持するために、長期の視点で投資の選択と集中を迫られ、既に着手済みのもも含め、今後大掛かりな事業の見直しが図られるであろう。

その際、既存の事業における事業実績評価のデータの分析と公開は、その見極めに大きな役割を果たすことになるだろう。

京都のまちは、その長い歴史の中で、幾度も自然災害や人災の危機にさらされてきたのであるが、それを克服した歴史に学びながら、市民生活・文化を大切に守りつづけることで、世界有数の観光都市に発展した。

このように、1200年以上大切にされてきた京都のまちは、「どこを見ても庭園のように設えられている緑の文化首都・京都」として発展するように、歴史的に市民主体でまちづくりをしてきた京都の市民力を活かし、市と市民が一体となって現下の危機を乗り越えて行かれない。

実地監査やヒアリングを通じて、各所管課において、緊急出動時はもちろんのこと、日々地道な数多くの取組や多数の市民要望への対応をされていることを知った。特にコロナ禍において、真夏の野外でのマスクを付しての職務や、緊急時の体制における激務に携わられる方々をはじめ建設局事業に携わっておられる全ての方々に心からの敬意を表したい。

本監査において、建設局の各担当課の方々には、通常業務以外の様々な施策の対応がある中にもかかわらず、丁寧にご対応いただいた。また、円滑な監査実施のため監査事務局とコンプライアンス推進室の方々にもご多忙にかかわらず、多くのご協力をいただいた。この場をお借りして、深く感謝を申し上げます。

<指摘事項・意見一覧>

	指摘事項	意見
第4 道路・橋りょう	1	12
3.1 北泉通		事業費の見積りの適正化
3.1 北泉通		事業費の費目別予実管理
3.1 北泉通	「京都市公共事業評価実施要綱」等の見直し	
3.2 御菌橋改築事業		事後評価における評価項目の検討
3.3.1 第1工区(鴨川東岸線)		工事の実績データの保存
3.3.1 第1工区(鴨川東岸線)		工事の実績に関するデータの事業単位(工区単位)での保存
3.3.2 第2工区(鴨川東岸線)		事業評価結果の表現方法の検討
3.3.3 第3工区(鴨川東岸線)		公共工事の実施過程開示の透明性確保
4. 道路・橋りょうの整備事業の検証		事業期間の見積もりの適正化
4. 道路・橋りょうの整備事業の検証		生産性向上のための取組
4. 道路・橋りょうの整備事業の検証		公共事業評価制度の更なる活用
4. 道路・橋りょうの整備事業の検証		公共事業評価における各種ICTデータの活用
7.1 道路占用・占拠物件について		道路不法占用への対応強化
第5 河川	0	12
4.3 準用河川及び普通河川に関する土木事務所の業務		天井川における遮水シートの維持補修
4.3 準用河川及び普通河川に関する土木事務所の業務		河川上流域の倒木除去
4.5 土木事務所の緊急時の体制		緊急時体制における新技術の導入
4.6 排水機場の維持管理と耐震改修		排水機場の塗装剥がれへの早期対応
4.6 排水機場の維持管理と耐震改修		耐震補強工事が必要な排水機場に対する費用負担
4.6 排水機場の維持管理と耐震改修		排水機場の動力費の更なる軽減策の検討
4.6 排水機場の維持管理と耐震改修		河川における不法投棄への対策の強化
5.3 河川カルテの整備状況		実効性のある河川カルテの情報のデータベース化
5.5 普通河川等点検調査業務について		環境変化に対応した治水安全度の深堀
5.6 「排水機場長寿命化修繕計画」の見直しについて		将来を見据えた「排水機場長寿命化修繕計画」の見直し
5.7 排水機場の委託について		緊急時の現場対応力の向上
5.9 主たる工事について再委託されていないことの確認		下請負人の選定における市内と市外の再委託を定めた第8条の徹底

第7 公園	2	13
8.3 公園管理における「みっけ隊アプリ」の活用		市民からの自発的な情報提供について
9.1 円山公園 【特色ある公園】		民間の管理・運営方法の導入
9.2 大宮交通公園 【指定管理者が管理している公園】		P-PFI事業の事後検証
9.2 大宮交通公園 【指定管理者が管理している公園】		P-PFI事業の魅力向上
9.3 梅小路公園 【指定管理者が管理している公園】	公園全体の運営の見直し	
9.3 梅小路公園 【指定管理者が管理している公園】	チンチン電車の運営方法の見直し	
9.3 梅小路公園 【指定管理者が管理している公園】		指定管理事業の効果の測定
9.3 梅小路公園 【指定管理者が管理している公園】		公園敷地の購入の検討（梅小路公園）
9.3 梅小路公園 【指定管理者が管理している公園】		朱雀の庭・いのちの森の収支の改善
9.6 船岡山公園 【敷地を賃借している公園】		公園借地部分の購入及び山林部分の負担の軽減の検討
9.7 花山稲荷公園 【敷地を賃借している公園】		公園敷地の購入の検討（花山稲荷公園）
10.5 公園の魅力向上		公園新設時における有効性の検討
10.5 公園の魅力向上		公園の有効活用
10.5 公園の魅力向上		小規模公園における市民とのより一層の協働
10.5 公園の魅力向上		小規模公園の統廃合
第8 みっけ隊アプリ	0	1
3. みっけ隊アプリの活用状況		みっけ隊アプリの利用促進
第9 物品の取得と管理	0	2
1.1 土木事務所の物品の取得と管理		資材等の在庫の適切な管理と置き場の施錠の徹底
1.2 みどり管理事務所の物品の取得と管理		資材等の在庫の適正な管理

※項目番号は、本報告書における番号